

菊池市人権教育・啓発基本計画

【改定版】

2020（令和2）年3月

熊本県 菊池市

改定にあたって

世界人権宣言の第2条に「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地その他の地位またはこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる」と謳われています。

昨年9月から11月に日本各地で開催された「ラグビーワールドカップ2019」は、まさにこの宣言内容を具現化し、国内のみならず世界中に届けました。さまざまな違いを互いに受け入れて一つのチームを編成し、たとえ対戦相手であっても試合が終わればノーサイドで、互いを讃え合う選手の姿に多くの人が感動しました。それは自他を尊重するとはどういうことかを、そこに見たからではないでしょうか。

13年ぶりに「菊池市人権教育・啓発基本計画」（以下「基本計画」という。）を改定しますが、この13年間の人権問題の現状を見てみると、部落差別に関する差別事象の発生、子どもに対するいじめや虐待事件、超高齢化社会を迎えてさまざまな問題、外国人に対する偏見や差別、インターネットによる人権侵害等、さまざまな問題が未だに存在していることに道半ばという思いを新たにします。

国においては、このような状況を受け、2016（平成28）年に人権に関する3つの法律「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」（略称）が施行されました。

これらの法をより具現化するために、本市においても条例を見直し、2018（平成30）年9月に「菊池市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例」の一部改正を終えています。また、本年度の喫緊の課題として、2007（平成19）年3月に策定された「基本計画」の見直しに着手しました。その改定の基本になるのが現在の市民の人権意識です。2018（平成30）年8月に10年ぶりに市民3,000人を対象に「人権に関する市民意識調査2018」（以下「市民意識調査」という。）を実施しました。その結果、人権教育についての理解度が高まっていること、また、個別の人権課題についても長年の取組の成果や今後の課題も見えてきました。とりわけ系統的な人権教育のあり方や啓発活動の大切さについての理解が深まっているのは、本市の継続的な取組の成果と言えるのではないのでしょうか。このような分析結果をもとに、基本計画の改定版を策定しました。

今後は、この基本計画改定版を本市における人権教育啓発の大きな指針として、目標とする「市民一人ひとりの人権が大切にされる差別のない明るいまちづくり」を市民の皆様と共に進めてまいります。

最後に、この改定にあたり、ご協力を賜りました関係者の皆様に深く感謝を申し上げますとともに、今後とも本計画の推進に対しまして、さらなるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2020(令和2)年3月

菊池市長 江頭 実

目 次

第1章 基本計画の策定及び見直し.....	1
1 計画策定の目的	1
2 これまでの取組	1
3 基本計画の見直し	2
第2章 基本計画の基本的考え方.....	3
1 基本理念	3
2 基本事項	3
3 基本計画の施策の概要	5
第3章 人権教育・啓発の現状と課題.....	6
1 部落差別の問題	6
2 女性の人権	8
3 子どもの人権	10
4 高齢者の人権	12
5 障がい者の人権	14
6 外国人の人権	16
7 水俣病をめぐる人権	18
8 ハンセン病回復者等の人権	19
9 HIV感染者・難病患者等の人権.....	21
10 インターネットによる人権侵害	22
11 性自認・性的指向に関する人権	24
12 さまざまな人権問題	25
第4章 本市における取組.....	27
1 人権教育	27
2 人権啓発	28

第5章 実施主体ごとの取組.....	31
1 行政がすべきこと	31
2 家庭でできること	31
3 地域でできること	32
4 就学前教育でできること	32
5 学校でできること	32
6 職場でできること	32
7 福祉・医療施設でできること	33
8 マスメディア関係者にできること.....	33
第6章 計画の推進体制.....	34
1 計画の推進	34
2 連携体制の強化	35
3 実施状況の把握と結果の公表	35
用語の解説.....	36
資料編.....	38
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律.....	38
菊池市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例.....	40
菊池市部落差別等撤廃・人権擁護審議会規則.....	42
菊池市人権・同和教育推進協議会会則.....	44
日本国憲法（抄）	46
部落差別の解消の推進に関する法律（通称：部落差別解消推進法）	49
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法・抜粋）	50
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 （通称：ヘイトスピーチ解消法）	53

第1章 基本計画の策定及び見直し

1 計画策定の目的

国は、2000(平成 12)年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(以下「人権教育・啓発推進法」という)さらに、2002(平成 14)年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。「人権教育・啓発推進法」の第5条に「地方公共団体は、基本理念に則り、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」の規定があり、地方公共団体に対して人権教育・啓発施策と実施を求めています。

この2つの法を受け、本市は、新たに次の3点を柱として「基本計画」を2007(平成 19)年3月に策定しました。

○人権をめぐる現状を明らかにする

⇒ 市民一人ひとりが共通の認識を持っているか

○人権教育・啓発の取組の方向を示す

⇒ 現状の把握・内容や取組の方向の明確化

○行政・学校・企業・民間団体・家庭及び地域などに期待される役割を示す

⇒ それぞれが役割を自覚し、相互連携を図る

これらのことを継続しつつ、本市における重要課題などを踏まえ、「市民一人ひとりの人権が大切にされる差別のない明るいまちづくり」の実現のために基本計画改定版を策定しました。

2 これまでの取組

1948(昭和 23)年、大戦により荒廃した世界の状況を背景に、国際連合総会において「世界人権宣言」が採択されました。さらに、「女子差別撤廃条約」「児童の権利に関する条約」「人種差別撤廃条約」など数多くの人権に関する条約が採択されました。また、1994(平成 6)年の国連総会において、1995(平成 7)年から2004(平成 16)年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが採択され、行動計画が策定されました。

国内においても1997(平成 9)年「人権教育のための国連10年」に関する行動計画が公表され、「平和のないところに人権は存在し得ない、人権のないところに平和は存在し得ない」(地対協意見具申)という思いや「21世紀は人権の世紀」という重要な責務が確認されました。また、2000(平成 12)年には「人権教育・啓発推進法」、2002(平成 14)年には「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定して、国及び地方公共団体、国民の責務を明らかにしました。さらに、2016(平成 28)年に、人権に関する3つの法律も策定するなど人権施策を推進しています。

2005(平成 17)年 3 月の 4 市町村合併と同時に、「菊池市総合計画」「菊池市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例」「菊池市人権・同和教育推進協議会」(以下人・同推協)の趣旨を踏まえ 2007(平成 19)年 3 月に基本計画が策定されました。また、本市の人権教育・啓発活動の拠点として、西部市民センターや教育集会所を中心に、関係団体と連携しながら取組を進めてきました。合併から 4 年後の 2009(平成 21)年に初めて人権に関する市民意識調査が実施され、本市の人権施策や 2006(平成 18)年からの「地区別懇談会」にも生かされてきました。さらに、住民票や戸籍の第三者への交付を知らせる※「事前登録型本人通知制度」を 2016(平成 28)年 10 月から導入しています。2016(平成 28)年には、これまでの「地区別懇談会」から、より地域主体となる「ふるさと懇談会」となり、多くの市民に参加を呼びかけながら、日常生活の中で人権意識を高める取組を推進しています。

3 基本計画の見直し

基本計画の策定から 13 年が経過し、電話による問い合わせ等の部落差別事象、子どものいじめ・虐待問題、インターネット上の人権侵害、超高齢化社会の問題、外国人の問題等、新たな人権課題も顕在化しています。

このようなことから、時代の流れや社会情勢の変化、「市民意識調査」結果の反映、人権問題に対する国の動き等を勘案し、より効果的な人権教育・啓発をめざす施策に取り組む必要があります。そのために「基本計画」を見直します。

※事前登録型本人通知制度

2011(平成 23)年に起きたプライム事件(司法書士らによる一万件を超える戸籍謄本等の不正取得事件。不正に取得された戸籍謄本等が不正な身元調査に使われていた)をきっかけに、全国的に本人通知制度が導入されました。この制度に登録しておく、家族以外の代理人や第三者に交付したとき、登録者に対して交付したことが通知される制度です。

第2章 基本計画の基本的考え方

1 基本理念

人権教育・啓発の目標は、すべての人の基本的人権と自由が尊重され、安心して、すべての人がその個性を全面的に開花させるまちづくりです。

憲法第14条に謳われている「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分または※門地により、政治的・経済的または社会的関係において差別されない」社会を実現することです。この基本計画では、これまで本市が取り組んできたこと、市民の意識や現在の状況、今後の方向性等を示します。

2 基本事項

(1) 位置づけ

- ①基本計画は、本市の人権教育・啓発に関する基本的な考え方を明らかにし、行政と市民等が取り組むべき方向性を示すものです。
- ②基本計画は、「人権教育・啓発推進法」の趣旨を踏まえ、国の法令、県の条例等と連動したものです。
- ③基本計画は、本市が実施する施策や事業に反映させるとともに、行政と市民とが、その実現に向け協働で推進するものです。

(2) 本市におけるSDGs達成に関する位置づけ

※「SDGs」は、2015(平成27)年9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された、持続可能な世界を実現するための2030年までの世界の開発目標です。本市においても、SDGs達成に向けて、様々な取組を進めています。

基本計画の内容については、SDGsの17の目標のいずれかに繋がるものです。本市におけるSDGsの達成に向けて、基本計画の取組を推進します。

※門地

門地とは、家の格付け・家柄のこと。

※SDGs

SDGs(エスディーゼーズ)とは、「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、2015(平成27)年9月に国連で採択された国際社会共通の目標です。

貧困問題をはじめ、気候変動や生物多様性、エネルギーなど、持続可能な社会をつくるために世界が一致して取り組むための17の目標と169のターゲットから成り立っています。

【基本計画の内容に繋がるSDGsのゴール】



1 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



3 すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



4 質の高い教育をみんなに

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



5 ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



8 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



10 人や国の不平等をなくそう

国内および国家間の格差を是正する



11 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



16 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

（３）計画期間

基本計画の期間は、2020(令和2)年度から2029(令和11)年度までの10年間とします。

ただし、人権問題を取り巻く国内外の情勢変化や人権課題の多様化により特に必要と認めた場合は、その都度見直すこととします。

（４）人権教育・人権啓発の定義

「人権教育・啓発推進法」の第2条にある「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」であり、「人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」という表現の大意をそのまま捉えます。

3 基本計画の施策の概要

(1) 行政と市民等が連携した人権教育・啓発の推進

行政は、催し物や広報等あらゆる場を通して人権の大切さを伝え、市民一人ひとりの人権意識が高揚するように働きかけます。

(2) 人権尊重を基盤とした施策の推進

本市の施策や事業は、市民の日常における人権問題と関わりがあります。そのため人権尊重の理念が行政施策の基本であることを理解するとともに、行政施策に反映させます。

(3) 豊かな人権感覚を備えた職員の育成

人権尊重を基盤とした施策の推進にあたっては、職員自らの人権感覚が大変重要です。行政職員研修や課内研修等を通して、自らの人権意識を高め、それぞれの業務において主体的に「気づき・考え・行動する」力を身に付けます。

(4) 関係機関との連携強化

基本計画は、国・県の基本計画と連動しており、国や県との連携は不可欠です。また、人・同推協との協働で人権施策を推進する必要がありますし、様々な機関・団体と連携をしながら情報の共有化を図っていきます。

第3章 人権教育・啓発の現状と課題

「21世紀は人権の世紀」と言われ、やがて20年が経過しますが、成果として評価できること、未だに課題として残されているものがあります。本市においても言われなき差別や偏見を次世代には残さないという思いで、「人権教育・啓発の推進に関する法律」や県の条例、2007（平成19）年3月に策定した「基本計画」や条例等の趣旨を踏まえながら人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進してきました。行政職員、学校・園職員は、独自の研修で、市民も講演会等の催しで研修を深めながら、「差別のない明るいまちづくり」の実現に取り組んできました。そのことは、2018（平成30）年の「市民意識調査」の結果からも伺うことができます。基本計画の見直しにあたっては、市民意識調査での結果を反映させることも重要なことです。この章では、様々な人権問題について、現状と課題を整理し、今後の人権教育・啓発のあり方をまとめています。

1 部落差別の問題

部落差別をなくす取組は1965（昭和40）年の＊1「同和対策審議会答申」を受け1969（昭和44）年制定された「同和対策事業特別措置法」により進められました。

以来、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」及び2つの関連法と続き、ハード面の事業は2002（平成14）年の失効に至るまで実施されました。しかし、一方で同和対策事業に対し、ねたみによる差別意識が表面化し、新たな課題も出てきました。1996（平成8）年に政府は「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を公表し、人権教育の積極的推進を図りました。同年の「地域改善対策協議会意見具申」を受け、2000（平成12）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定し、いわゆる心理的側面に対する取組が強化されていきました。さらに、2016（平成28）年に「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定され、国が初めて部落差別の存在を認めるとともに、解消に向けた取組に着手しました。

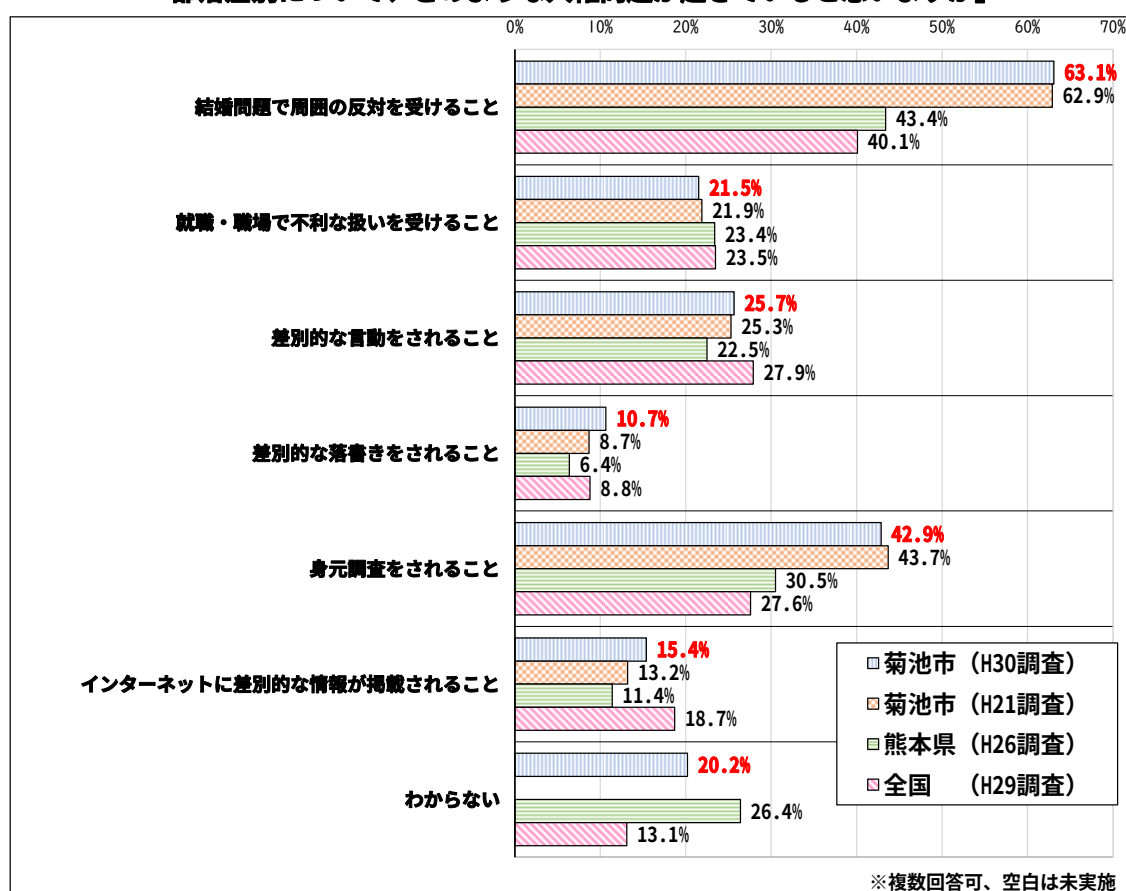
本市においても、2005（平成17）年4市町村合併と同時に「菊池市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例」を制定し、「部落差別解消推進法」を受け、2018（平成30）年に「部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例」の一部見直しとともに、法律や条令の周知を図りながら「差別のない明るいまちづくり」の実現に向けた取組を進めてきました。しかしながら、「結婚相手の身元を調べる問い合わせ」や「賤称語を使った差別事件」などの差別事件・事象が発生しました。

市民意識調査の「部落差別についてどこで知りましたか」の問いに、「学校の授業」、「家族」の順になっています。人権教育、啓発での最初の場面での学習、研修内容が極めて重要であると同時に、知識だけでなく日常の生活場面で「差別に気づき、差別をなくしていく具体的な行動まで」を大事な学習として捉える必要があります。さらに、「部落差別の問題でどんな人権問題が起きていると思いますか」の問いに、「結婚問題で周囲の反対を受けること」、次いで「身元調査をされること」となっており、差別を見抜く意識の高まりが伺えます。また「あなたのお子さんの結婚相手が部落出身と分かった場合どうするか」という問いでは、「子どもの意志を尊重して結婚を認める」が前回よりも増えていますが、「親として反対する」という差別容認意識も残っ

ています。今回の調査で、結婚当事者が「周囲を説得して結婚する」と答えた数値が前回に比べ大きく伸びていました。

今後、法令の周知とともにすべての市民が部落差別の問題を他人事としてでなく、自分の問題として受けとめ、考えていくようにする必要があります。そのためには、本市が行っている様々な取組に多くの市民が参加できるような条件整備と、「参加してよかった」と言われるような内容の工夫、各人が学んだことをもとに主体的に啓発活動に取り組める場づくり等が、今後の課題です。

「部落差別について、どのような人権問題が起きていると思いますか」



※複数回答可、空白は未実施

※「市民意識調査」から

- 部落差別に関する人権問題については、「結婚問題で周囲の反対を受けること」(63.1%)が最も高く、次いで「身元調査をされること」(42.9%)、「差別的な言動をされること」(25.7%)、「就職・職場で不利な扱いを受けること」(21.5%)となっています。
- 「結婚問題で周囲の反対を受けること」、「差別的な落書きをされること」、「身元調査をされること」については、熊本県及び国の調査結果と比較して、高い割合となっています。

2 女性の人権

女性の人権については、日本国憲法において、個人の尊重、法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向け、国は1999(平成11)年「改正男女雇用機会均等法」や「男女共同参画社会基本法」を制定し様々な取組を進めてきました。

しかし、依然として固定的性別役割分担意識等が根強く残っており、家庭生活における家事・育児・介護等を主に女性が担っていることや、政治・経済・社会の様々な分野における政策・方針決定の場への女性の参画が少ないこと、女性に対する暴力や様々なハラスメントなどの課題があります。

このような問題に対応するため、国では、第4次計画の策定や「女性活躍推進法」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めています。

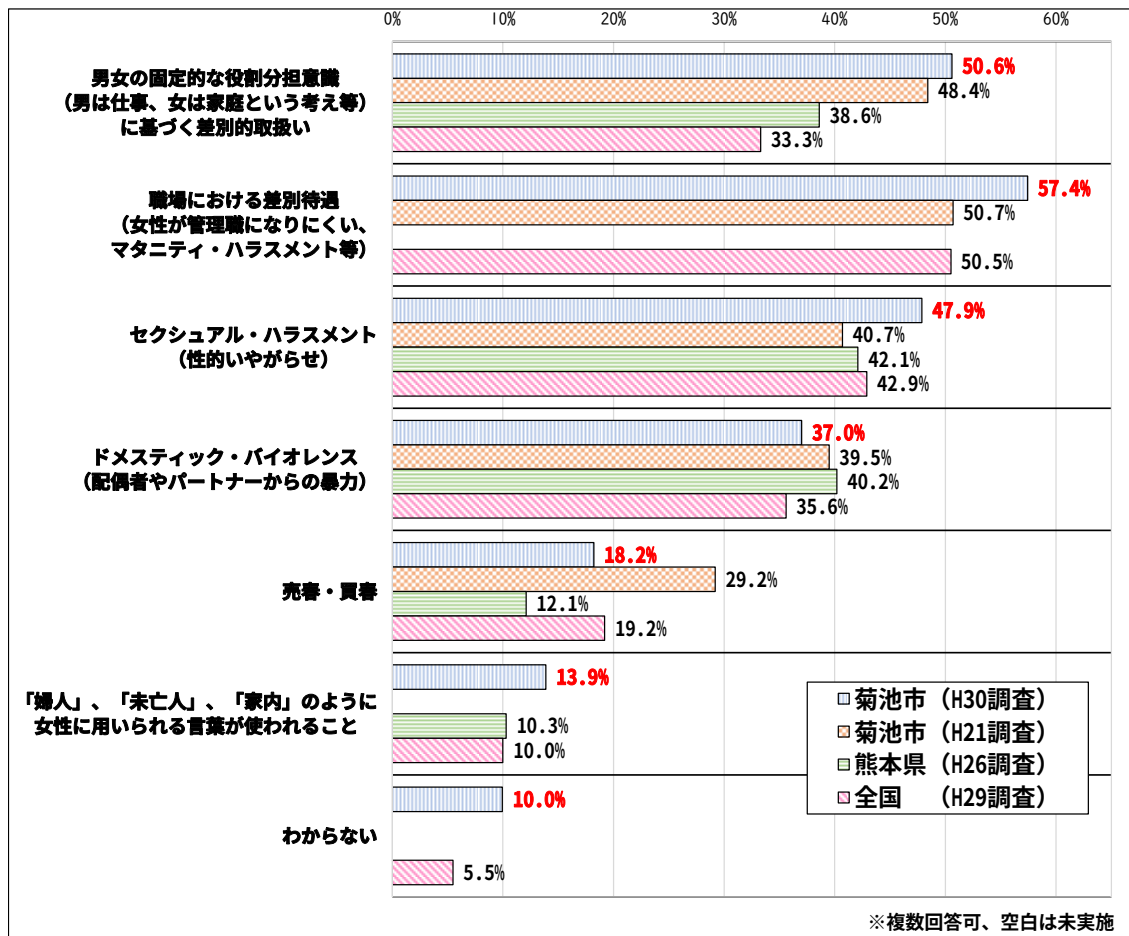
本市においても、2015(平成27)年、「男女共同参画計画」の改定を行い、引き続き「男女がともに輝き、支えあう社会の実現」を目指して取り組んでいます。

その基本理念として①女性の人権の尊重②社会における制度又は慣行についての配慮③政策等の立案及び決定への共同参画④家庭生活における活動と他の活動の両立⑤生涯を通じた健康への配慮⑥国際的協調を定めています。

課題として、意識調査では「女性に関し、どのような人権問題が起きているか」という問いに、最も多かったのは「男女の固定的な役割分担意識」と「職場における差別待遇」で、次いで「セクシャル・ハラスメント(性的いやがらせ)」、「ドメスティック・バイオレンス(*2 配偶者、パートナーからの暴力)」となっていました。

取組としては基本理念を実現するために①男女共同参画の視点に立った意識改革(男女共同社会の理解を深める)②人権の尊重と健康に配慮したまちづくり(生涯を通じて健やかで心豊かに暮らす)③あらゆる分野で男女が共に活躍できるまちづくり(社会基盤づくり)④男女の仕事と生活の調和が図れる環境づくり(ワーク・ライフ・バランスでゆとりのある生活)⑤推進体制の充実(協力する体制づくり)を重点目標として取り組んでいます。人権尊重と平等の視点を根底に、女性・男性にかかわらず、すべての人が仕事に家庭に地域社会に参画し、生き生きと暮らせる社会の実現が求められています。

「女性に関し、どのような人権問題が起きていると思いますか」



※複数回答可、空白は未実施

※「市民意識調査」から

- 女性に関する人権問題については、「職場における差別待遇（女性が管理職になりにくい、マタニティ・ハラスメント等）」（57.4%）が最も高く、次いで「男女の固定的な役割分担意識（男は仕事、女は家庭という考え等）に基づく差別的取扱い」（50.6%）、「セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）」（47.9%）となっています。
- 「男女の固定的な役割分担意識（男は仕事、女は家庭という考え等）に基づく差別的取扱い」、「セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）」、「婦人」、「未亡人」、「家内」のように女性に用いられる言葉が使われることについては、熊本県及び国の調査結果と比較して、高い割合となっています。

3 子どもの人権

子どもは、豊かな人間関係の中で育成され成長することで、人権意識を形成していきます。そのためには子ども一人ひとりが人格を持った人間として最大限に尊重されなければなりません。我が国では子どもの人権について 1947(昭和 22 年)に「児童福祉法」を制定し、その後 1994(平成 6)年「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」に批准しています。そしてこの条約の精神に沿って、1998(平成 10)年に「児童福祉法」が改正され、さらに 2000(平成 12)年には「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されました。

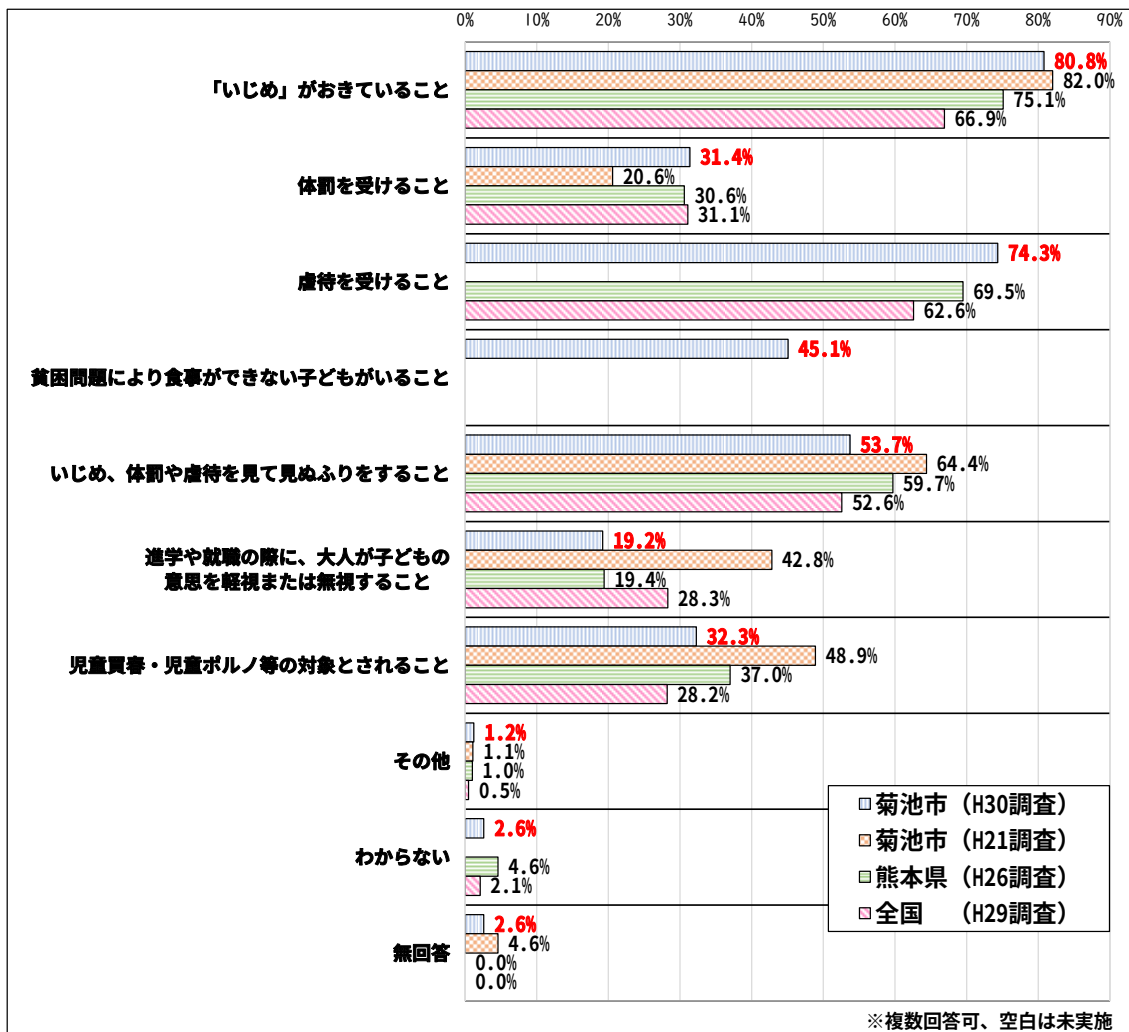
ここ数年、乳幼児、児童の虐待が大きな社会問題となっています。背景の一つとして少子高齢化や核家族化の進行とともに生活環境が多様化し、地域における人のつながりの希薄化が指摘されています。このため、世代間の知識・知恵の継承や子育ての助け合いが少なくなり、保護者の子育てへの負担感が増し、精神的にゆとりのある子育てがしにくいなど、子どもを一人の人間、個人として尊重することが難しい現状があります。また、現代社会で子どもの人権問題として課題となっていることはいじめ問題です。地域でともに遊んだり、異年齢児同士がふれあう機会が少なくなってきており、子どもの社会性や協調性が育まれにくくなるなど、子どもの健やかな成長に対しての影響が懸念されています。

市民意識調査での、「現在、子どもにどのような人権問題が起きていると思いますか」の問いに、「いじめが起きていること」が最も高く、次いで、「虐待を受けること」でした。このような問題に対して、国は 2012(平成 24)年「子ども・子育て関連 3 法」を制定しました。市ではこの法律に基づく「菊池市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、児童虐待、適切な保護のために関係者が情報や考え方を共有し、連携して対応するための支援体制を強化しています。学校においては、いじめや不登校・中途退学などの問題に対して、教職員の研修や子ども・保護者・教職員の相談に応じるスクールカウンセラーの配置など、指導及び支援体制の充実がますます重要になっています。地域での見守りはもとより、民生委員・児童委員、家庭児童相談員など、子どもの人権問題に対する指導者の資質向上を推進し、子どもが安心して暮らせるまちづくりに努める必要があります。

※児童と子ども

児童とは、児童福祉法などでは満 18 歳に満たない者をいうが、学校教育法では 6 歳から 12 歳までをいう。子どもとは、生命の発生から成人するまでの総称。

「子どもに関し、どのような人権問題が起きていると思いますか」



- 子どもに関する人権問題については、「いじめがおきていること」(80.8%)が最も高く、次いで「虐待を受けること」(74.3%)、「いじめ、体罰や虐待を見て見ぬふりをすること」(53.7%)となっています。
- 「いじめがおきていること」、「体罰を受けること」、「虐待を受けること」については、熊本県及び国の調査結果と比較して、高い割合となっています。

4 高齢者の人権

超高齢化が進み、「虚弱・ひとり暮らし・認知症」といった状況にある高齢者が増加していく中で、高齢者の人権に関わる様々な問題が起きています。家庭や高齢者施設等における高齢者虐待、身体的機能や判断能力が低下した高齢者への金銭詐欺や振り込め詐欺、悪徳商法による違法な契約等、高齢者に対する権利侵害が多発し重大な社会問題となっています。

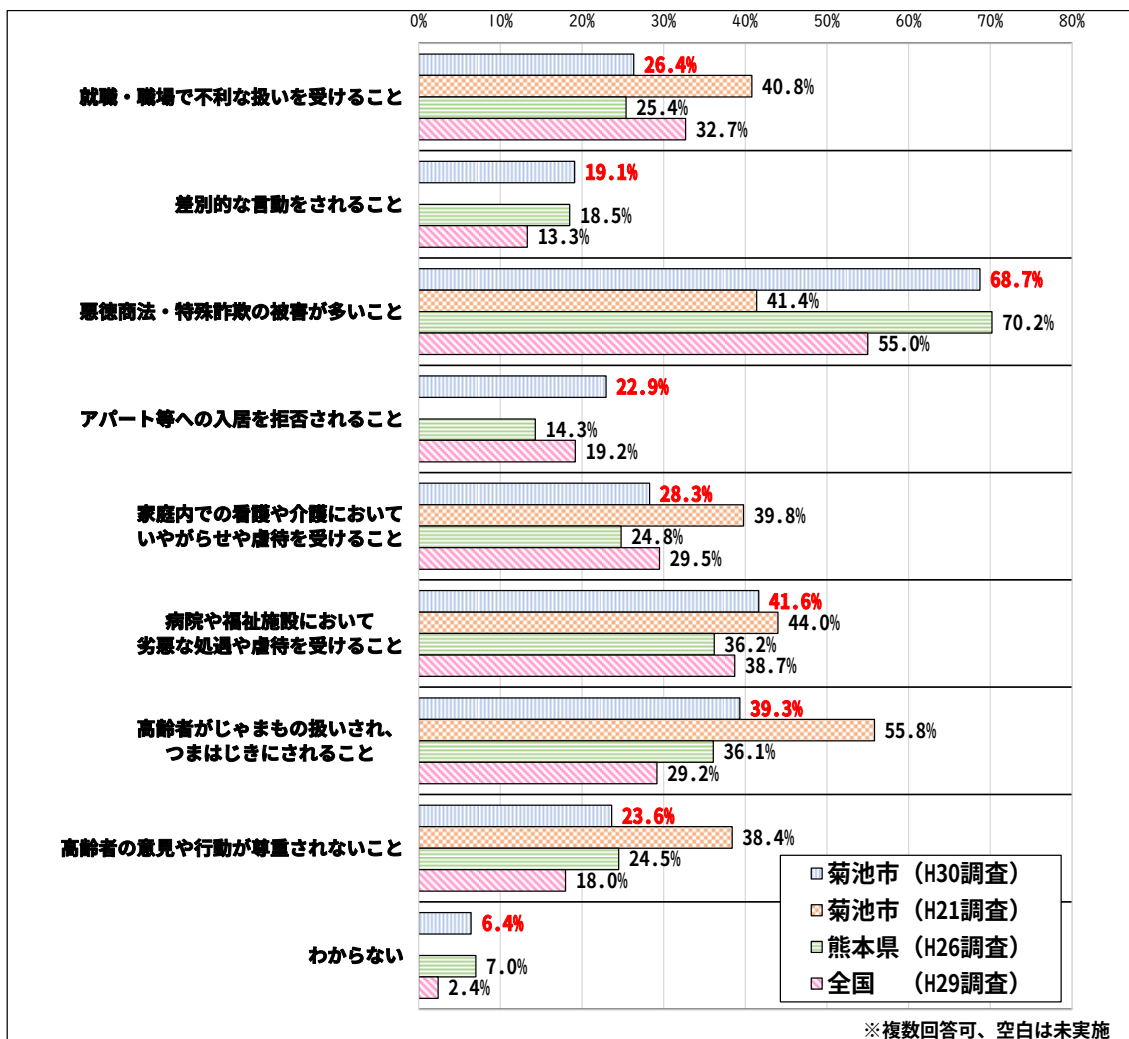
また、本市の高齢化率は、国 27.7%、県 30.1%に対し、32.2%（2017(平成 29)年 10 月 1 日現在）で、さらに、2019(令和元)年 9 月末現在では 32.8%となり、約 3 人に 1 人が高齢者です。

市民意識調査での「現在、高齢者にどのような人権問題が起きていると思いますか」の問いに対し、「悪徳商法・特殊詐欺の被害が多いこと」が最も多く、次いで「病院や福祉施設において劣悪な処遇や虐待を受けること」「高齢者が邪魔者扱いされ、つまはじきにされること」等と高齢者に関わる人権問題が生じているとの回答がありました。

このような社会問題に対して国は 1996(平成 8)年に「高齢社会対策大綱」、1997(平成 9)年に「介護保険法」を制定し、高齢者の自立支援の取組を行いました。そして 2006(平成 18)年に「高齢者虐待防止法」（高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律）を制定、また「高年齢者雇用安定法」（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律）を改正し、高齢者が安心して社会参加ができるような取組を進めてきました。

本市では、高齢支援課が中心になり特に介護、認知症に対する正しい理解、浸透を図るために出前講座等を定期的に開設しながら、高齢者の人権と権利を確保する取組を行っています。このような取組は、各関係機関と連携しながら行う必要があります。市全体で周知・啓発活動を進めていかねばなりません。また、本市の「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」等を踏まえた地域包括ケアシステムの構築を図るとともに、すべての高齢者が一人の人間として尊重され、はつらつと高齢社会を支える一員として、生きがいを持って主体的に社会参加ができるよう啓発を推進する必要があります。

「高齢者に関し、どのような人権問題が起きていると思いますか」



※「市民意識調査」から

- 高齢者に関する人権問題については、「悪徳商法・特殊詐欺の被害が多いこと」（68.7%）が最も高く、次いで「病院や福祉施設において劣悪な処遇や虐待を受けること」（41.6%）、「高齢者がじゃまもの扱いされ、つまはじきにされること」（39.3%）となっています。
- 「差別的な言動をされること」、「アパート等への入居を拒否されること」、「病院や福祉施設において劣悪な処遇や虐待を受けること」、「高齢者がじゃまもの扱いされ、つまはじきにされること」については、熊本県及び国の調査結果と比較して、高い割合となっています。

5 障がい者の人権

障がい者が、住み慣れた地域で安全で安心して暮らせるよう、人権を尊重し、社会の一人として社会参加するさまざまな機会や手段を保障していかなければなりません。

すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が2016（平成28）年4月1日から施行されました。

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社や店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止するとともに、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に務めること）を求めています。

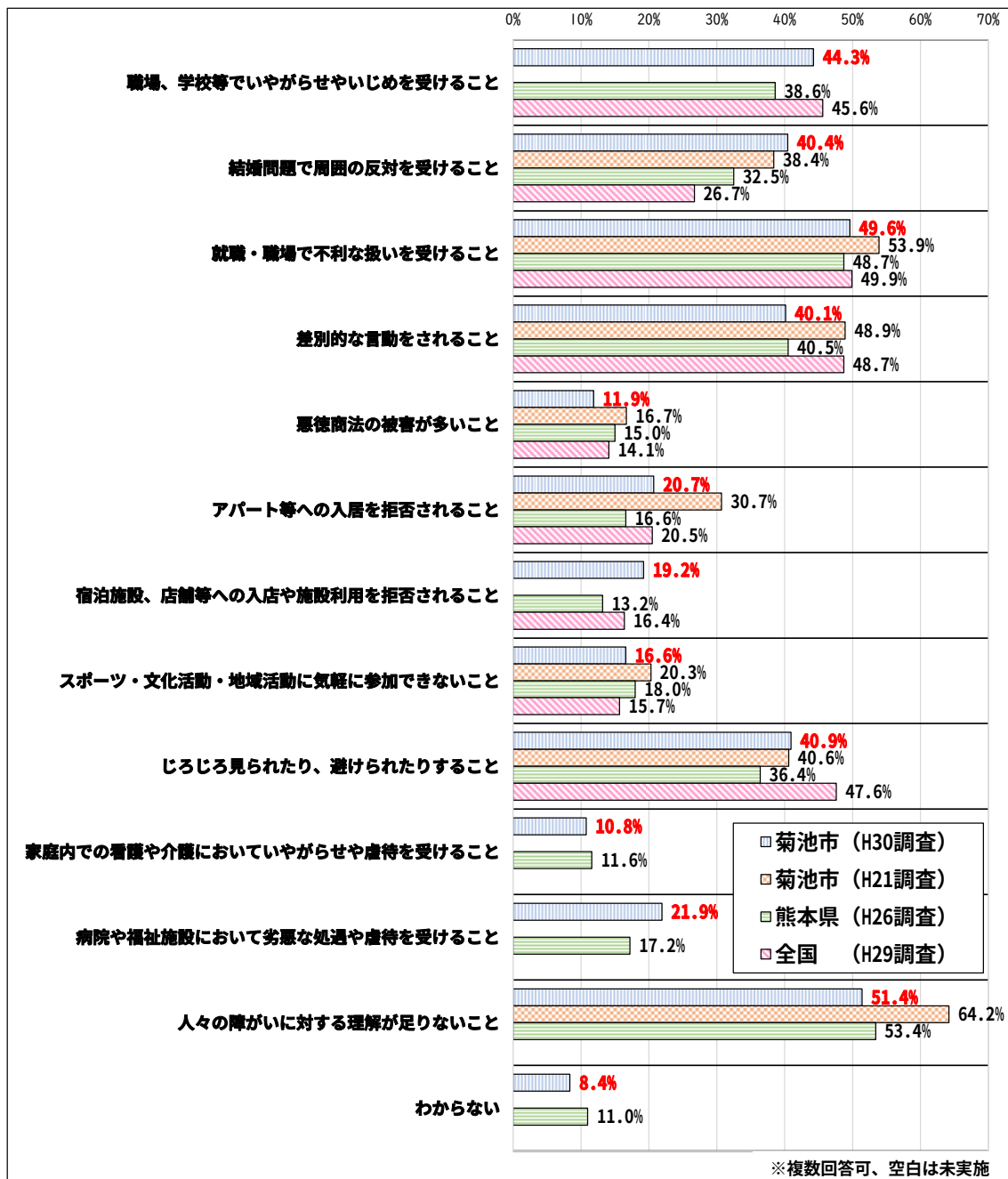
本市では、「障害者基本法」に基づき、障がい者の自立支援及び社会参加の支援を目的に「菊池市障がい者計画」を策定し、障がい者及びその家族等に対する支援や地域社会での取組を推進しています。この計画では、「相互に人格と個性を尊重し、みんなとともに、いつまでも安心して暮らせる共生社会の実現」を基本理念に、みんなといっしょに自分らしく暮らせるまち、差別のない安心して暮らせるまちづくりを目標に掲げています。

市民意識調査では、人権問題として関心が高いのは「障がい者の人権」でした。また、「障がい者にどのような人権問題が起きていると思いますか」の問いに、「人々の障がいに対する理解が足りないこと」が最も高く、次いで「就職・職場で不利な扱いを受けること」、「職場、学校等でいやがらせやいじめを受けること」の回答がありました。

誤解や偏見をなくすためには、障がい者に関わる人や市民に対し、障がいや障がい者について正しい知識の普及を広め、*3 ノーマライゼーション理念の一層の浸透を図る必要があります。また家庭、地域、学校、職場などにおいて、市民一人ひとりが障がい者の方をよきパートナーとして受け入れ、障がい者の社会参加を支援することができるよう、障がい者の人権に関する教育や啓発を推進する必要があります。

本市では障がい者の社会参加促進に向け、就学前から多様な教育に取り組んでおり、相談指導、保育園・幼稚園・学校・地域等における交流教育、保護者への相談支援活動が行われてきました。また、障がい者差別をなくし、社会参加を実現するために、あらゆる場での教育・啓発の充実を図っています。さらに、障がい者の社会活動参加への支援やニーズに対応した施設等の充実に取り組んでおり、今後、高校進学拡大、企業等への就労拡大などをめざし、関係団体等が連携を密にして障がい者の進路保障体制を充実していく必要があります。障がい者が予断と偏見に基づいた差別をされることがなく、社会を構成する一人の人間として基本的人権が尊重されるよう、今後も市民一人ひとりが障がい者について正しい理解と認識を深めていく必要があります。

「障がい者に関し、どのような人権問題が起きていると思いますか」



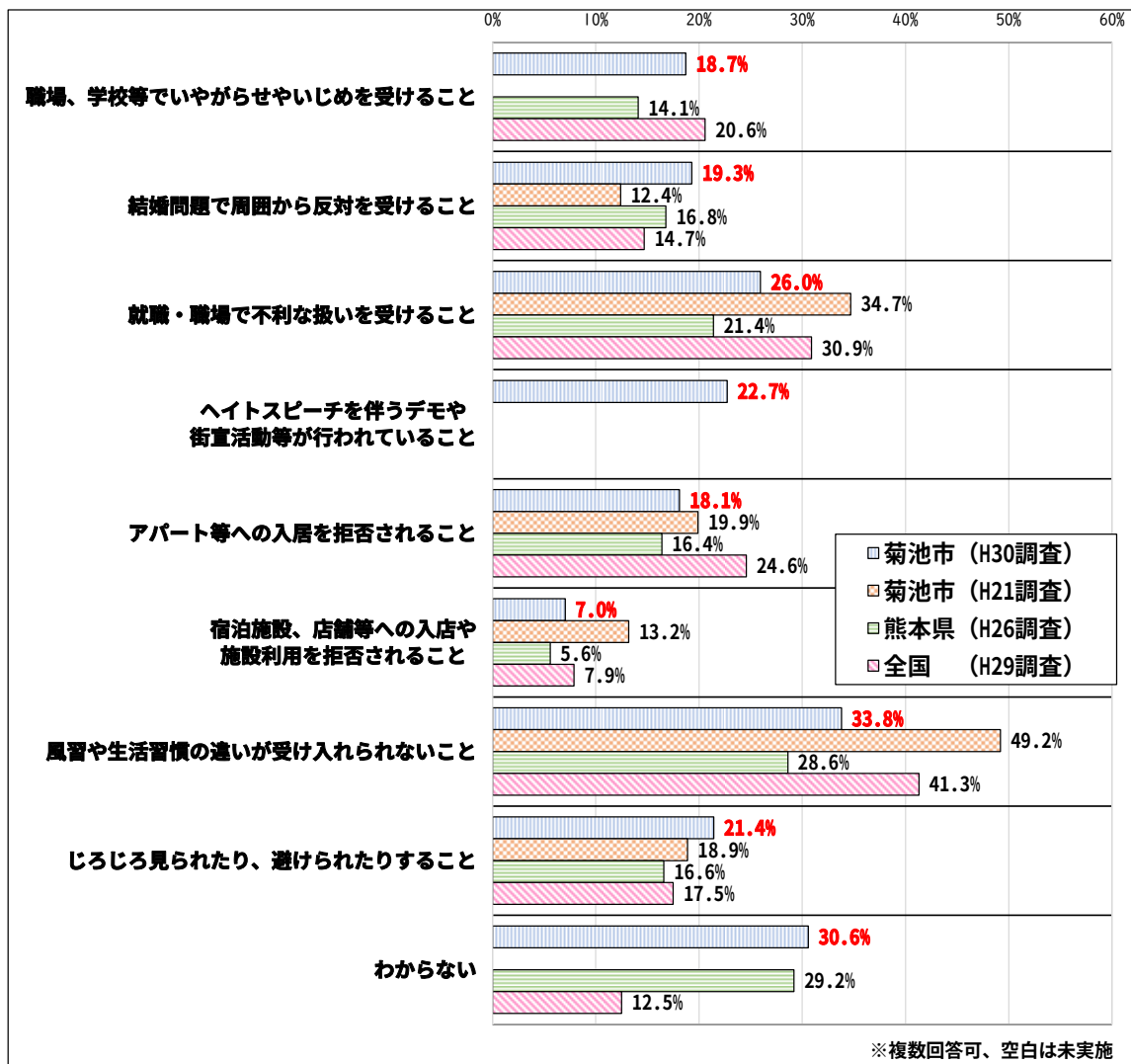
- 障がい者に関する人権問題については、「人々の障がいに対する理解が足りないこと」(51.4%) が最も高く、次いで「就職・職場で不利な扱いを受けること」(49.6%)、「職場、学校等でいやがらせやいじめを受けること」(44.3%) となっています。
- 「結婚問題で周囲の反対を受けること」、「アパート等への入居を拒否されること」、「宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること」については、熊本県及び国の調査結果と比較して、高い割合となっています。

6 外国人の人権

2019(平成 31)年 4 月の「改正出入国管理法」により、海外からの労働者が急激に増えていきます。海外からの労働力に頼らざるを得ない国内事情もあります。外国人が地域社会の一員として安心して暮らすためには、異なる文化や多様な価値観を理解し、市民一人ひとりが互いに尊重し合いながら、共に生きる意識を育てることが重要です。日本に住む外国人には、言葉や文化、生活習慣の違いなどから、生活する上で不便を感じたり、社会の中で孤立したり、言われなき差別や偏見を受ける人もいて重大な人権侵害となっています。このようなことから市民一人ひとりが、外国人をよき仲間として受け入れ、異なる民族や文化、生活習慣、価値観などに対する理解を深めることができるよう、学校や公民館などにおける国際理解活動や異文化を学ぶプログラムや外国人との交流などを充実していく必要があります。一方で特定外国人に対するあからさまな差別言動も見られることから、国は 2018(平成 28)年に*4「ヘイトスピーチ解消法」を制定し、外国人の人権を保障するようにしました。

市民意識調査では、「就職・職場で不利な扱いを受けること」や「風習や生活習慣の違いが受け入れられないこと」、また「アパート等への入居を拒否されること」などの人権問題が起きていると回答しています。本市にも 2019(平成 31)年 3 月末現在 578 名の外国人が居住しています。外国人が便利で安心な生活が送れるよう、多言語での情報提供や相談体制の充実を進め、互いの文化や習慣を理解する機会づくり等を進める必要があります。

「日本に居住している外国人に関し、どのような人権問題が起きていると思いますか」



- 外国人に関する人権問題については、「風習や生活習慣の違いが受け入れられないこと」（33.8%）が最も高く、次いで「就職・職場で不利な扱いを受けること」（26.0%）、「ヘイトスピーチを伴うデモや街宣活動等が行われていること」（22.7%）となっています。
- 「結婚問題で周囲から反対を受けること」、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」については、熊本県及び国の調査結果と比較して、高い割合となっています。
- 「就職・職場で不利な扱いを受けること」、「アパート等への入居を拒否されること」、「宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること」、「風習や生活習慣の違いが受け入れられないこと」については、前回調査と比較して、低い割合となっています。

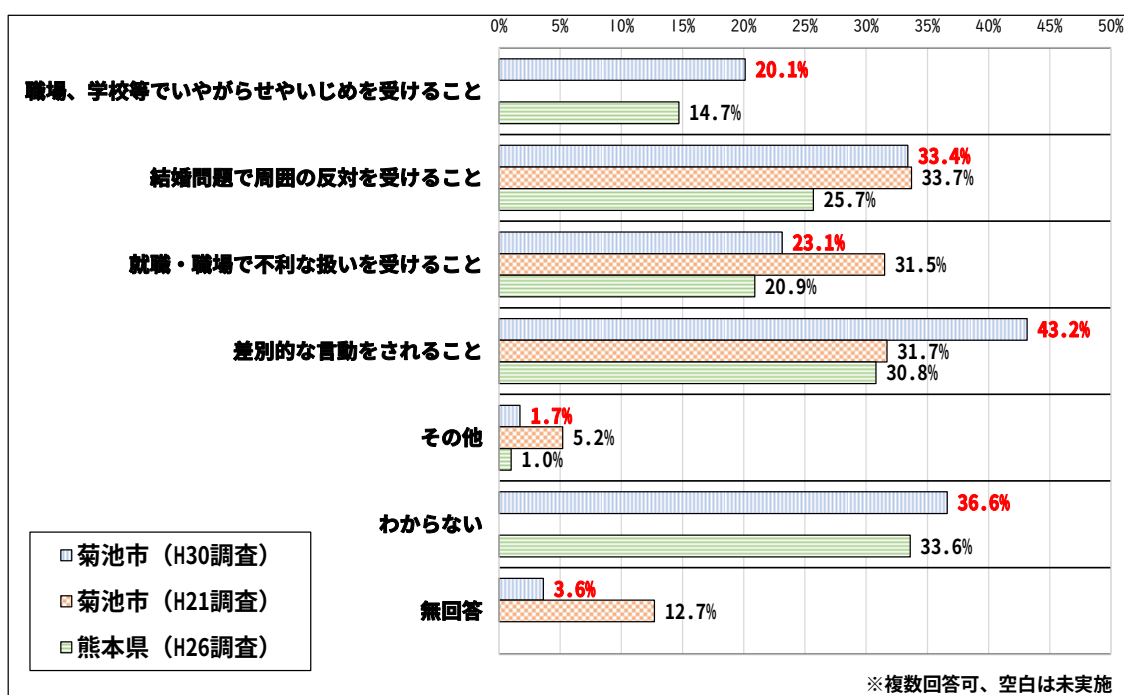
7 水俣病をめぐる人権

水俣病は、1956(昭和31)年に水俣市でその発生が公式に確認され、2004(平成16)年には、裁判において水俣病被害の拡大を防止できなかった国と熊本県の責任が確定しています。水俣病問題は、健康被害のみならず偏見や差別の問題をも生じさせました。国・県・水俣市では、水俣病について正しく学べるような体制を整え、教育啓発活動に努めていますが、今なお水俣病に対する偏見や差別の問題が存在しています。

市民意識調査でも「差別的な言動をされること」「結婚問題で周囲の反対を受けること」「就職・職場で不利な取り扱いを受けること」などが挙げられています。

現在、小学校及び中学校では、水俣での現地学習が教育活動に位置づけられ、貴重な学びをしています。差別や偏見の解消のためには、正しい知識を学び、理解を深めていくことが不可欠であり、引き続き水俣病の情報や教訓、発生地域の再生状況等を広く発信していくなどの人権教育・啓発に取り組むことが必要です。

「水俣病に関し、どのような人権問題が起きていると思いますか」



※「市民意識調査」から

- 水俣病に関する人権問題については、「差別的な言動をされること」(43.2%)が最も高く、次いで「結婚問題で周囲の反対を受けること」(33.4%)、「就職・職場で不利な扱いを受けること」(23.1%)となっています。
- 「差別的な言動をされること」については、熊本県及び前回調査と比較して、高い割合となっています。一方、「就職・職場で不利な扱いを受けること」については、前回調査と比較して、低い割合となっています。

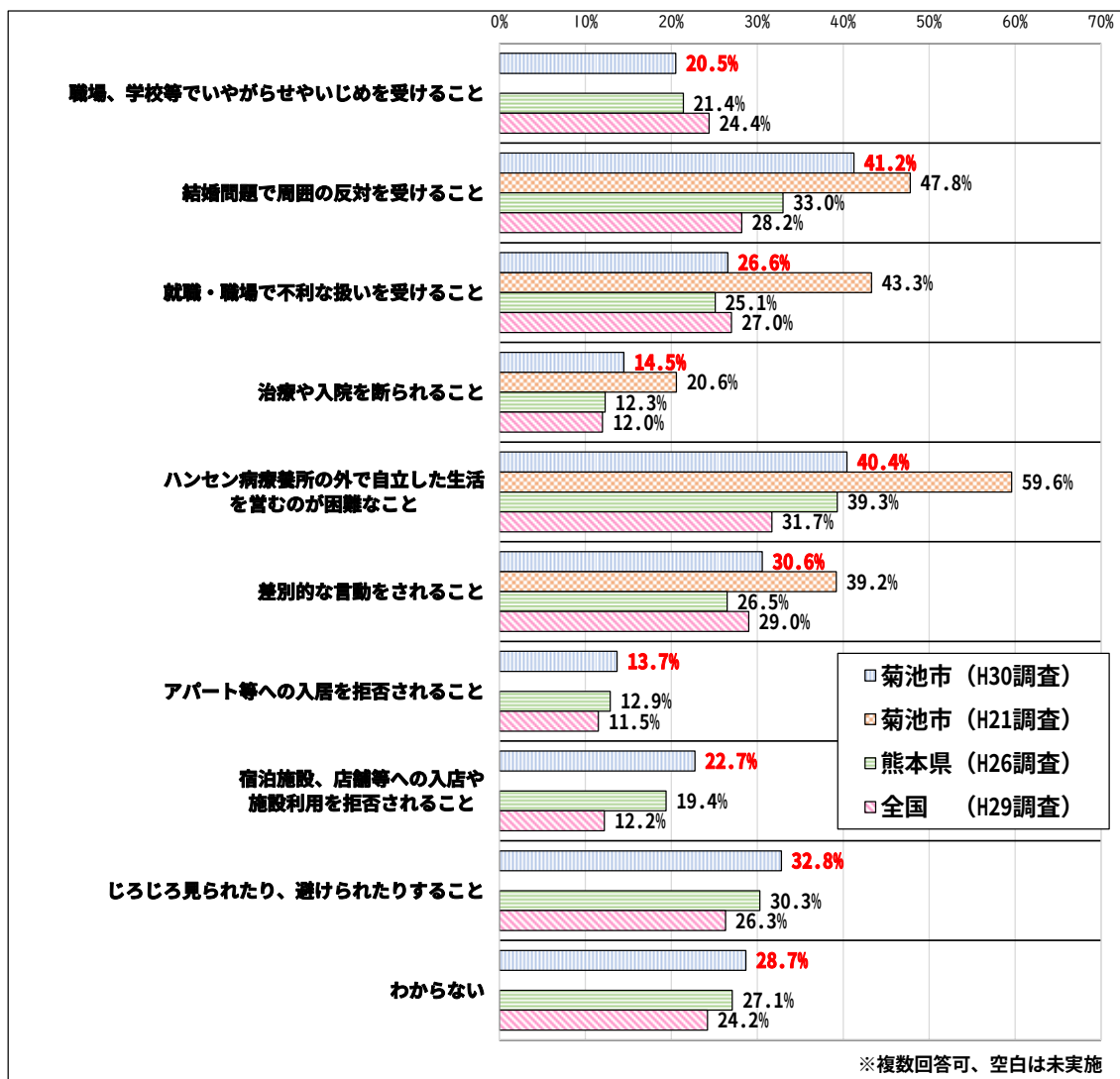
8 ハンセン病回復者等の人権

ハンセン病は「らい菌」という細菌による感染症ですが、感染力は極めて弱く、現在は治療方法が確立し、治癒する病気です。治癒薬が開発された後はハンセン病回復者を隔離する必要はなかったにも拘わらず、国の長年にわたるハンセン病患者に対する隔離政策により、多くのハンセン病回復者等が人権上の制限や差別を受けました。2003(平成 15)年、熊本県の「ふるさと訪問事業」において国立療養所菊池恵楓園の入所者が、ハンセン病回復者であることを理由に予約先のホテルから宿泊を拒否されるという差別事件が発生しました。このことは、ハンセン病に対する正しい知識の不足による予断と偏見が根強く残っていることの表れです。

市民意識調査でも「結婚問題で周囲の反対を受けること」「じろじろ見られたり、避けられたりすること」等、ハンセン病回復者やその家族に関する人権問題があると答えています。また「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと」とハンセン病回復者が現在も地域社会で孤立させられていることの問題を指摘しています。ハンセン病回復者等や支援者の声を反映して、国において 2019(令和元)年 11 月に*5「ハンセン病家族補償法」及び「ハンセン病改正基本法」が成立しました。

本市ではこれまで講演会やパンフレット配布、菊池恵楓園訪問等を通してハンセン病について正しい知識を持ち、ハンセン病回復者等に対する理解が深まるよう、啓発活動に取り組んできました。今後も、市民一人ひとりがハンセン病に対する正しい理解と認識を深めるための人権教育・啓発活動を進めていく必要があります。

「ハンセン病回復者等に関し、どのような人権問題が起きていると思いますか」



※ 「市民意識調査」 から

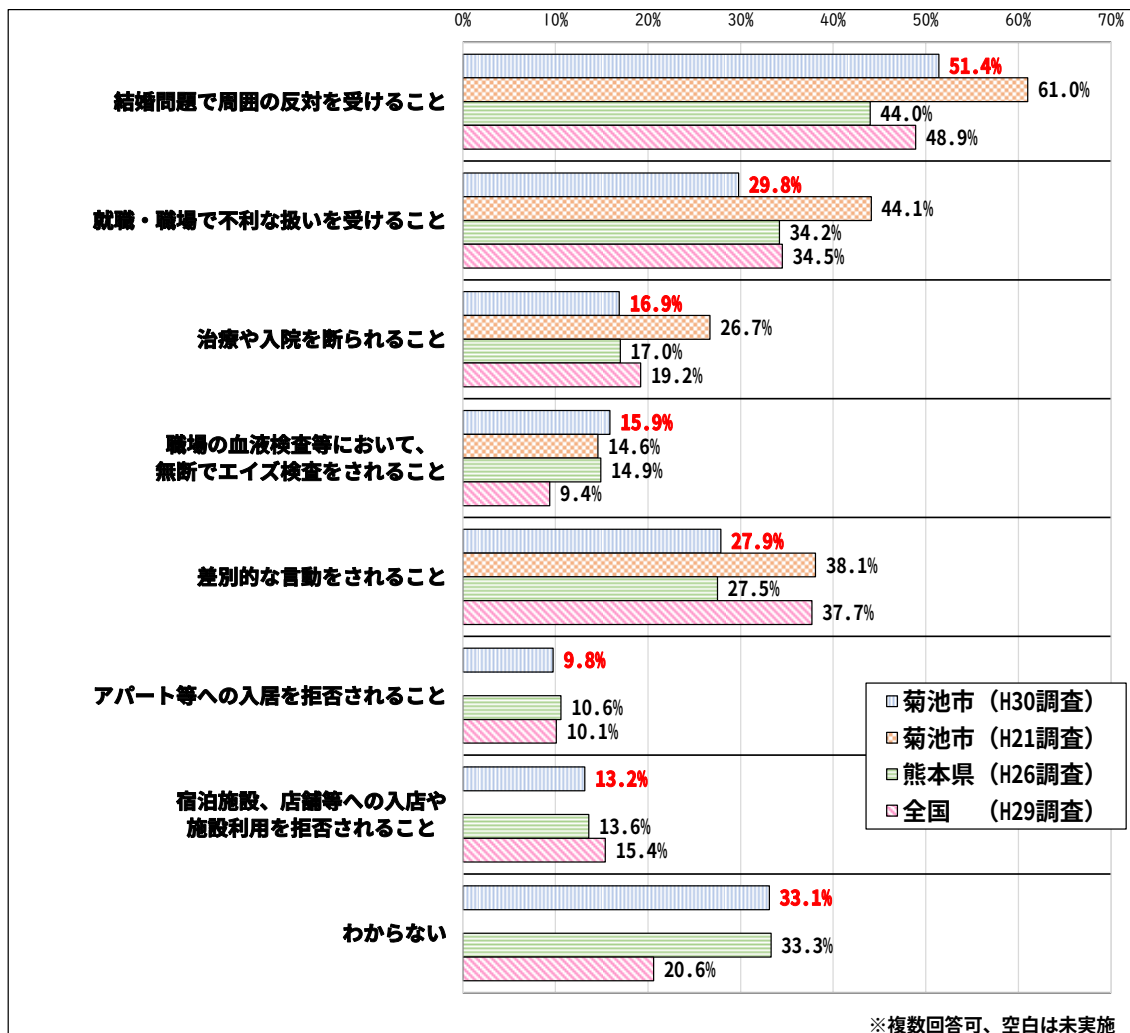
- ハンセン病回復者等やその家族に関する人権問題については、「結婚問題で周囲の反対を受けること」(41.2%) が最も高く、次いで「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと」(40.4%)、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」(32.8%) となっています。
- 「職場、学校等でいやがらせやいじめを受けること」、「就職・職場で不利な扱いを受けること」以外は、熊本県及び国と比較して高い割合となっています。
- 「結婚問題で周囲の反対を受けること」、「就職・職場で不利な扱いを受けること」、「治療や入院を断られること」、「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと」、「差別的な言動をされること」については、前回調査と比較して低い割合となっています。

9 HIV感染者・難病患者等の人権

HIV感染症はその感染経路が特定しており、感染力もそれほど強くないことから、いたずらに感染を恐れる必要はなく、医学の進歩により、治療薬によって発症を遅らせることが可能になりました。しかし、医学的に不確かな知識や思い込みにより、様々な偏見や差別意識が生まれ、患者や家族に対する人権問題も生じています。

市民意識調査でもHIV感染者及び難病患者や家族に関して、「結婚問題で周囲の反対を受けること」、「就職・職場で不利な扱いを受けること」等の人権問題が生じていると答えています。HIV感染者等の人権を守るためには、HIVに関する正しい知識を学ぶための人権教育・啓発活動を推進するとともに、HIV感染者のプライバシーを保護したり、人権相談所や電話相談所を充実させる取組が必要です。

「HIV感染者・難病患者等に関し、どのような人権問題が起きていると思いますか」



- H I V感染者及び難病患者やその家族に関する人権問題については、「結婚問題で周囲の反対を受けること」(51.4%)が最も高く、次いで「就職・職場で不利な扱いを受けること」(29.8%)、「差別的な言動をされること」(27.9%)となっています。
- 「結婚問題で周囲の反対を受けること」、「職場の血液検査等において、無断でエイズ検査をされること」については、熊本県及び国の調査結果と比較して、高い割合となっています。
- 「就職・職場で不利な扱いを受けること」については、熊本県及び国の調査結果と比較して、低い割合となっています。

10 インターネットによる人権侵害

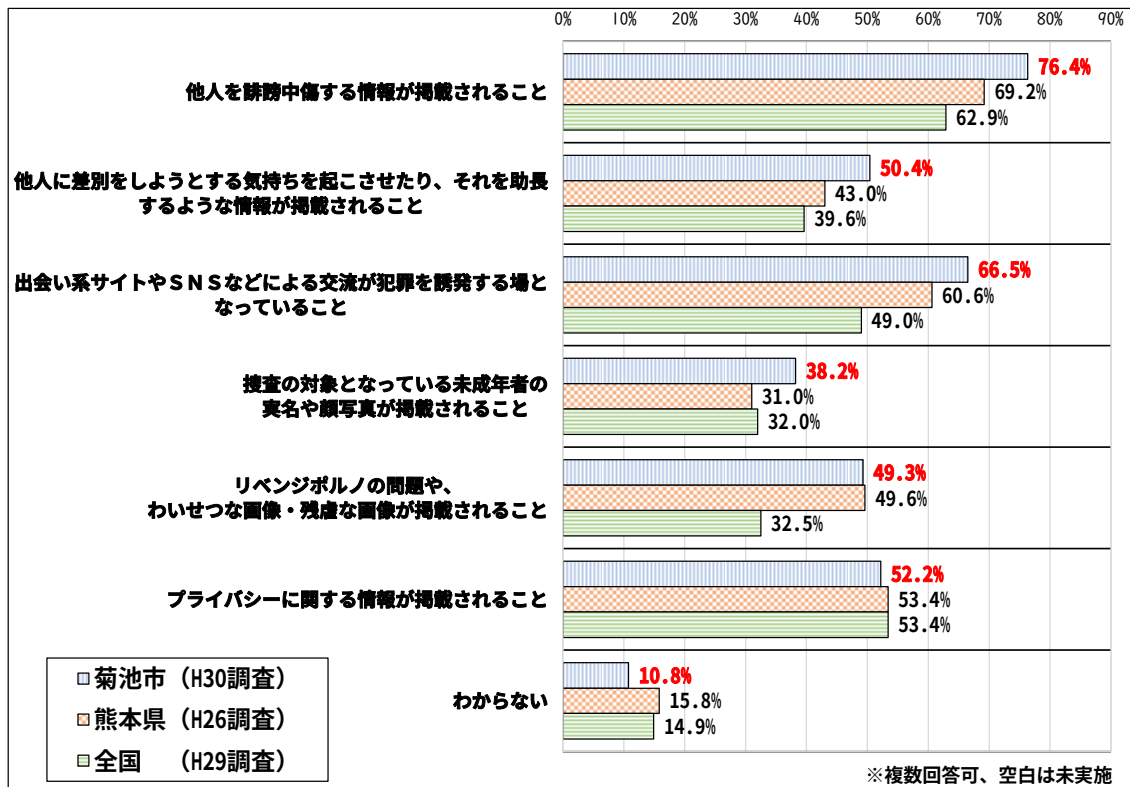
情報化社会の進展に伴い、インターネットは、情報の収集・発信、コミュニケーション手段として私たちの生活を飛躍的に便利なものにしました。さらに、近年スマートフォン等の情報端末や*6 ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)などの急速な発達・普及により、インターネットは大人のみならず子どもたちにとっても身近なものになっています。便利さの反面、その匿名性、情報発信の容易さから今まで考えられなかった事件や犯罪、人権侵害や名誉毀損、迷惑行為などが頻発し、社会問題となっています。国は、2008(平成20)年6月に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する法律」を制定し、有害な情報から青少年を守る対策を取っています。

市民意識調査でも、インターネットによる人権問題は「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」、次いで「出会い系サイトやSNSなどによる交流が犯罪を誘発する場となっていること」となっており、市民のインターネット社会の人権問題に対する関心が高まっています。

市民一人ひとりがインターネットの利点と危険性を踏まえ、不特定多数の人が閲覧していることを常に意識しなければなりません。また、他人を傷つける情報や間違った情報を掲載しないなどルールやモラルを守った正しい利用に向けた啓発を推進する必要があります。さらに、人権侵害にあった場合のプロバイダーへの削除要請などの対処方法や相談体制づくりに努めます。

「インターネットによる人権侵害に関し、どのような人権問題が起きていると思いますか」

※今回が初めての調査



- インターネットによる人権侵害に関する人権問題については、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」(76.4%)が最も高く、次いで「出会い系サイトやSNSなどによる交流が犯罪を誘発する場となっていること」(66.5%)、「プライバシーに関する情報が掲載されること」(52.2%)となっています。
- 「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」、「他人に差別をしようとする気持ちを起こさせたり、それを助長するような情報が掲載されること」、「出会い系サイトやSNSなどによる交流が犯罪を誘発する場となっていること」、「捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真が掲載されること」については、熊本県及び国の調査結果と比較して、高い割合となっています。

1.1 性自認・性的指向に関する人権

性とは、女性と男性の2つの性で、異性を恋愛の対象とすることが当たり前という固定観念で、それ以外の性の在り方に対する理解は十分とはいえない現実があります。しかし、「からだの性」（生物的な性）と「こころの性」（心理的な性、性自認）とが一致していないため、社会生活に支障がある人がいます。2004(平成16)年7月施行の「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」では戸籍上の性別変更の審判が制度化され、2008(平成20)年の改正により、さらに変更条件も緩和されています。

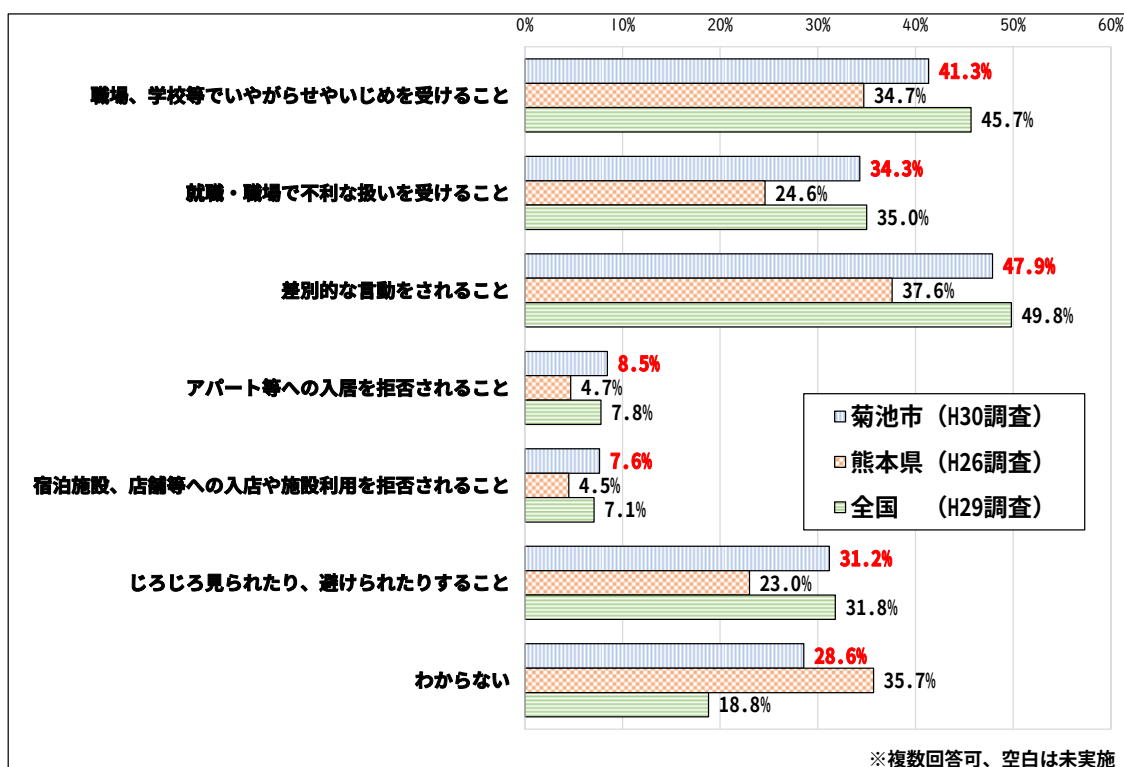
性的指向は恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念を言います。異性愛者以外の同性愛者、両性愛者の人々は少数派であるがために依然として周囲の心ない好奇の目にさらされたり、根強い偏見から差別を受けたりと、大きな悩みや苦しみを抱いているのが現状です。

本市の意識調査でも*7 L G B T Q等に関する人権問題として、「差別的な言動をされること」が最も多く、「職場、学校等でいやがらせやいじめを受けること」「就職・職場で不利な扱いを受けること」「じろじろ見られたり、避けられたりすること」などの回答がありました。

今後、人権教育・啓発活動を通してさらなる理解を深め、性的少数者の人権を守るとともに、誰もが自分らしい人生を送ることができる社会の実現をめざす必要があります。

「L G B T Q等に関し、どのような人権問題が起きていると思いますか」

※今回が初めての調査



※「市民意識調査」から

- LGBTQ等に関する人権問題については、「差別的な言動をされること」(47.9%)が最も高く、次いで「職場、学校等でいやがらせやいじめを受けること」(41.3%)、「就職・職場で不利な扱いを受けること」(34.3%)となっています。
- 「アパート等への入居を拒否されること」、「宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること」については、熊本県及び国の調査結果と比較して、高い割合となっています。

12 さまざまな人権問題

これらの他にもさまざまな人権問題があり、それらを取りまく環境の変化に伴って、より深刻化しているものもあります。

(1) アイヌの人々

アイヌの人々は北海道から東北にかけて先住していた民族であり、現在においても独自の文化や伝統を有しています。

国においては1997(平成9)年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行され、2008(平成20)年には国会でアイヌ民族を先住民とする決議が採択されました。しかし、アイヌの人々については他の人々となお生活実態において格差があることが認められているほか、結婚や就職等における偏見や差別の問題が生じています。

国はアイヌの人々が近代化の過程で苦難を受けたことを厳粛に受けとめ、2019(平成31)年にはアイヌ民族を先住民族と初めて明記した「アイヌ新法」を制定しました。日本社会が先住民族とともに構成されてきたという認識を深め、アイヌの人々の人権を尊重し、出身や民族による差別をなくす取組が必要です。

(2) 北朝鮮当局に拉致された被害者等

1970年代から1980年代にかけ、多くの日本人が北朝鮮当局により拉致されました。北朝鮮は2002(平成14)年、日朝首脳会談において、初めて拉致を認め、5名の帰国が実現しましたが、いまだに問題の全面的解決に至っていません。

北朝鮮当局による拉致問題は、当事者、家族等だけでなく日本国民に対する重大な人権侵害問題です。2006(平成18)年6月に施行された「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」に基づき、拉致問題及び人権侵害問題の解決のためには、市民の関心と認識を深めていく必要があります。

(3) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人は、更生の意欲があっても人々の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居等の確保が困難なことなど、現実には厳しい状況です。

刑を終えて出所した人が社会復帰するためには、その人に対する偏見や差別意識を解消するように教育・啓発が必要であるとともに、家族、職場、地域社会などの理解や協力に加え、関係機関との連携を図り、社会全体で支援していく必要があります。

(4) 犯罪被害者等

犯罪被害者等は犯罪等による直接的な被害のみならず、犯罪等の被害後に生じる精神的な被害や治療費の支出などに伴う経済的な被害を受けるほか、近隣住民等周囲の人々の言動、報道機関による取材及び報道により二次的被害を受ける場合があります、さらに苦しんでいる状況があります。二次的被害の防止・軽減及び回復並びに再被害の防止に向けた取組を強化する必要があります。

(5) ホームレス

ホームレスは、なんらかの理由で路上生活等を余儀なくされ、心身の健康に不調をきたすなど、厳しい生活を送っています。さらに、偏見や差別意識などからホームレスに対する暴行事件や嫌がらせ等の被害も発生するなど人権問題となっています。その人らしい生き方を尊重しながら、住居や就職等の支援と併せて地域社会の理解が必要です。

(6) 東日本大震災などの災害被害者

2011(平成 23)年に発生した東日本大震災は、東北地方や関東地方の太平洋沿岸部に大きな被害をもたらしただけでなく、福島第一原子力発電所の事故を引き起こしました。多くの方々が避難生活や他地域への移住を余儀なくされています。それに加え、放射性物質の外部放出に関する思い込みや偏見、風評被害が未だに残っています。また、長引く避難生活の中での人権問題が生じています。根拠のない思い込みや偏見、風評に惑わされることのない冷静な判断と行動ができるよう、災害や放射性物質の影響について正しく理解し、災害の二次的被害の防止につながる教育と啓発が必要です。

第4章 本市における取組

本市は、これまで「菊池市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例」「基本計画」及び市民意識調査の結果をもとに、「市民一人ひとりの人権が大切にされる差別のない明るいまちづくり」の実現に向けて、人・同推協の各部会が一体となった人権教育・啓発の推進に努めてきました。今後も、行政、保育園・認定こども園・幼稚園、学校、各種団体、市民が連携、協働して、あらゆる機会をとらえた人権教育・啓発の充実に努めます。

1 人権教育

(1) 就学前教育

乳幼児期は、子どもたちが生涯にわたり自分らしく生きていくための基礎を培う大切な時期です。特に、就学前教育では、全ての保育(教育)活動を通して子ども自身の生きる力の基礎を培うとともに、人権を大切にする心を育てる保育(教育)に努めることを目標に取り組んできました。しかしながら、今日の深刻な社会問題となっている児童虐待や貧困の問題は、都市部だけのことは限らなくなっています。

本市でも、子どもや親に寄り添い、子どもの健やかな育ちを保障する重要な責任があります。そのために、子どもの権利条約の精神を大切にしながら、子どもたちが安心・安全に生活できるよう家庭・地域との連携を深め、子どもたちの育ちを見守ります。

(2) 学校教育

これまで、児童生徒一人ひとりが、21世紀を生きるために必要な生きる力を育成するために、発達段階に応じて自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応出来る資質や能力を育てることに努めてきました。さらに、多文化を尊重する心や豊かな人間性を育てるなどの教育の推進を図りながら、人権をすべての教育活動の中心に位置づけ実践的教育の推進に努めています。しかしながら、近年、大きな社会問題となっているいじめ・不登校の問題なども本市の大きな教育課題となっています。このことを真摯に受け止め、これまでの人権・同和教育の実践で培ってきた豊かな教育内容を基盤に、より一層子ども一人ひとりに関わっていくよう努めます。

(3) 社会教育

社会教育団体等は地域を基盤に活動しており、人権が尊重される明るい地域社会づくりに果たす役割は極めて大きいことから、各団体における自主研修や部会主催による人権啓発講演会の開催により、家庭、地域、職場における人権教育の啓発に努めてきました。

今後も、すべての人々の人権が大切にされる社会の実現をめざし、あらゆる人権問題に対する認識を深め、市民が主役となって身の回りの人権問題に取り組むための体制づくりに努めます。

2 人権啓発

人権についての啓発は、広く市民を対象に行われるものです。手法においても、研修や広報活動など多岐にわたりますが、その目的は市民一人ひとりが人権尊重の意義や重要性について、正しい認識をもち、日常生活において、自らの態度や行動に表れるようにすることです。

また、人権は、市民の意識や生き方に直接かかわってくる問題です。このため、啓発に当たっては、一人ひとりが自立し、自己実現や幸福追求が図られるよう、自主性を最大に尊重する必要があります。市民の考え方や人権問題のとらえ方についても多様な意見があります。異なる意見に対して、寛容の精神に立って自由な意見交換ができるような環境づくりを進めていきます。

(1) 啓発内容の工夫

①人権問題に対する正しい理解と認識の促進

啓発に当たっては、まず、市民が人権に関する知識を習得し、理解を得られるように促す必要があります。「人権とは何か」「人権の尊重とはどういうことか」といった人権全般に共通する理念について、市民自らが考え、理解するとともに、「部落差別」「女性の人権」「子どもの人権」などの個別の人権問題について、「なぜ、そのような人権問題が生じてきたのか」「具体的には何が問題なのか」「どう解決していくのか」などの内容に対して、正しい理解と認識を高める啓発に努めます。

②人権意識の高揚

昨今の社会状況を見ると、家庭内暴力や虐待、SNSをめぐる事件など日常生活のさまざまな場面において、生命に関わる事件が年々増加しています。その背景には、人の生命を軽視する風潮がある事も要因として考えられます。一人ひとりの人格と尊厳をもった人間であるということを実感できるような啓発が必要です。また、噂や世間体・予断と偏見にとらわれず、自分自身で考え判断するという主体性のある生活態度や価値観で行動できる力が身につくような啓発に努めます。

③日常生活における態度や実行

「人権は尊重されるべきもの」ということが、意識の中では理解できたとしても、日常生活において、自らの態度や行動に表れなければ、真の人権尊重社会の実現にはつながりません。様々な人権問題を他人事ではなく自分事として真摯に受け止め、人権問題解決への積極的な関心・態度や的確な技能などが日常生活の中で生かされるような啓発に努めます。

(2) 啓発方法の工夫

①人権に関する講演会等の開催、人権啓発冊子等の作成・配布

まずは人権についての関心を高めるため、広く市民が参加できる人権講演会などの研修・啓発を継続します。また、「市民意識調査」の結果から見えてきた成果と課題をもとに、人権啓発の継続的な取組に努めます。

②発達段階に応じた啓発

効果的な啓発を進めるために、対象者の発達段階に応じて、分かりやすいテーマや表現を用い、工夫を凝らした啓発に努めます。

③具体的な事例を活用した啓発

啓発を効果的に進めるためには、身近に発生した差別事象や日常生活の中で差別につながるような意識や行動など、具体的事例に基づいた研修の実施に努めます。

④参加体験型研修による啓発

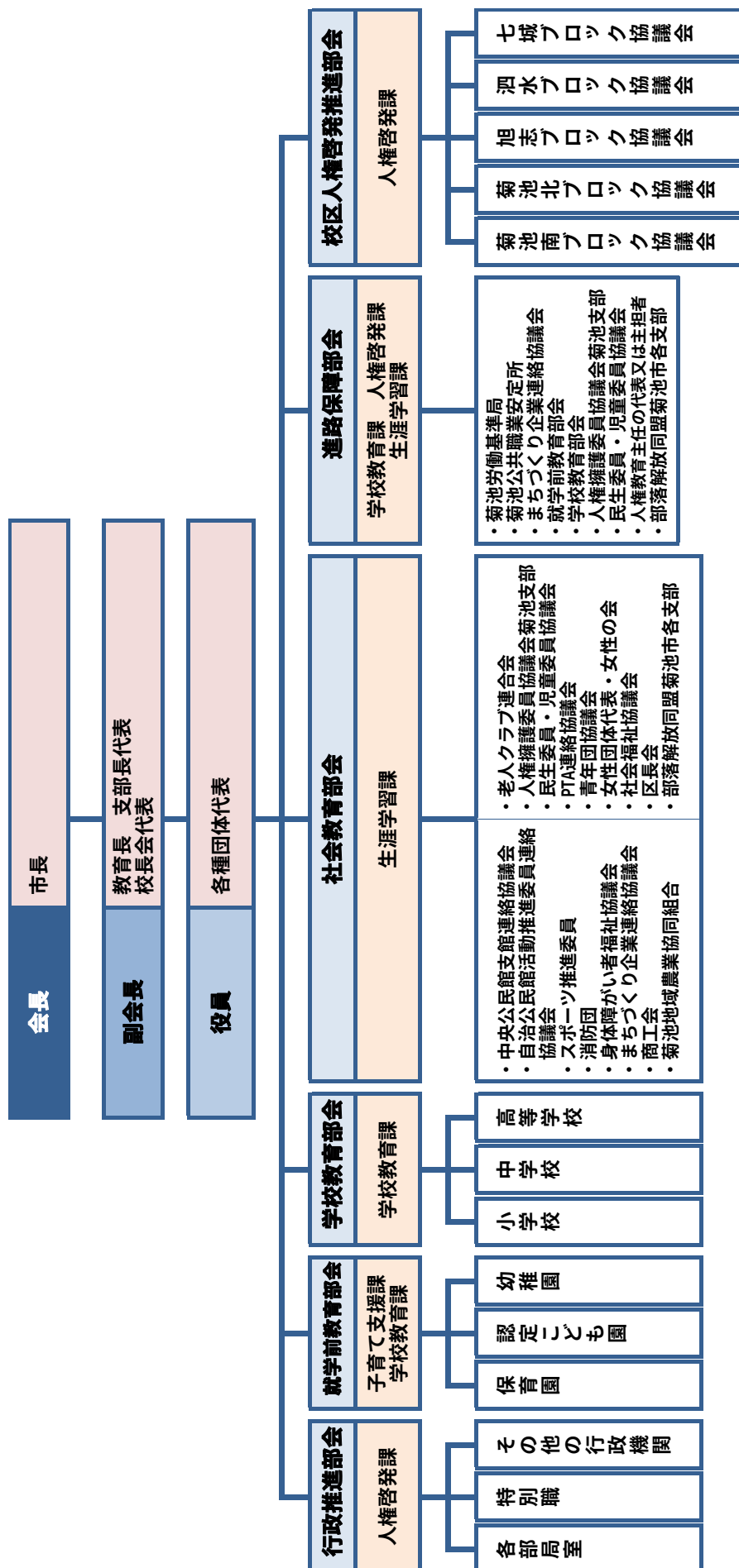
市民が自ら主体的に参加し、参加者による活発な意見交換などから、課題を発見し、課題解決に向けて話し合いができるようなワークショップなどの参加体験型の研修の実施に努めます。

⑤地域交流を通じた啓発

人権が尊重される社会を実現するためには、すべての人がそれぞれの地域の中で共に支え合い、助け合いながら生活することができるようなまちづくり、ひいては、すべての人が自立し、社会参加の機会を与えられ、自己実現できるような社会づくりを進める必要があります。

このため、西部市民センターや教育集会所等を使った地域住民の交流やボランティア活動体験事業などに取り組み、市民が自発的・主体的に活動できる機会を増やすことも啓発の効果を高めることにつながると考えます。

【菊池市人権・同和教育推進協議会 組織図】



第5章 実施主体ごとの取組

人権教育・啓発を進めるうえで、行政関係者及び家庭、学校、企業、人の命や健康に関わる職業など、人権に関わりの深い職業や、しつけや教育を日々行っている保護者、地域住民に対する研修・啓発の取組は重要です。

2018(平成 30)年に実施した「市民意識調査」では、特に、人権教育や啓発の必要性を感じている住民の割合が高くなっています。このことは高く評価すべきことで、差別や偏見は教育・啓発でしか解決できないとの理解が深まっている証拠です。今後も更なる啓発の機会と参加者個々のライフスタイル、年齢層など、その特性に応じた最も効果的な手法を創意工夫しつつ人権教育・啓発活動を実施する必要があります。

1 行政がすべきこと

市民のサービス全般に関わる行政職員には、守秘義務や条例などを遵守しながら質の高いサービスを提供するという責務があります。業務の根底には、基本的人権の尊重が据わり、窓口における差別事象の阻止など重大な役割があります。菊池市職員として、行政研修や市主催の人権啓発行事へ積極的に参加することにより、認識を深めます。さらに、職員への情報提供、政策提言、職場環境の整備等、様々な機会を捉え、人権意識を高め、行政施策に反映できる力量を身につけて業務に活かしていきます。力量を高めることは、市民ひとり一人の人権を大事にすることにつながります。

また、基本計画をはじめ、「部落差別解消推進法」「障がい者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」等の人権に関する3つの法律について、広く市民に周知するとともに、市民や関係団体と連携しながら計画に掲げる各種施策を確実に実施し、計画の目標の実現に努めます。同時に、差別事象等の発生に対処するための相談体制を充実させます。

さらに、市の職員(臨時職員や嘱託職員も含む)を対象とした総合的かつ計画的な人権教育・啓発の充実を図り、人権教育推進・啓発の地域リーダーとして、まちづくり推進員の人材育成に努めるなど、人権尊重社会の形成をリードする人材育成に努めます。

加えて、インターネット利用について、人権を侵害する情報や間違った情報を掲載しないことなどルールやモラルを守った正しい利用に向けた啓発に努めます。さらに、人権侵害に対してプロバイダーへの削除要請などの対処方法や相談体制づくりに努めます。

2 家庭でできること

幼少期は、豊かな人間性を形成する上で重要な時期であり、人間教育の原点ともいえる家庭は、乳幼児期から豊かな情操を育て、しつけなどを通して、善悪の判断や社会規範を身につけていく最も重要な教育の場です。特に、乳幼児の発達の特性を踏まえ、豊かな感性を芽生えさせるなど、人権尊重の精神を育む教育が重要です。そこで重要なのが保護者の姿で、家庭での教育力の向上を図るとともに、保護者自身が偏見を持たず、差別をしないことを自らの姿をもって子どもに示していくなど、日常生活の中での人権教育を推進する必要があります。

3 地域でできること

地域では、幼児から高齢者まであらゆる年代を対象に、生活の様々な場面を通じて人権に関する学習機会の充実を図っていく必要があります。

また、地域力を向上させるために、自治会、老人会、子ども会などの団体においては、地域の実情に応じた学習機会の充実を図るとともに、「ふるさと懇談会」などのさまざまな人権教育・啓発活動を通して、地域住民の人権意識の高揚に努めていきます。

4 就学前教育でできること

乳幼児期の子どもたちは、「一人ひとりの違いを認め合うこと」「他の人と力を合わせ共感すること」「命を尊ぶこと」などの人権感覚が、園の活動や遊びを通して育まれていきます。就学前教育に関わる保育園・認定こども園・幼稚園の経営者や職員は、子どもたちの生活はもちろんのこと、社会参加活動や野外活動などを積極的に取り入れ、豊かな感性を育てる必要があります。

人権感覚を磨くために、「就学前教育部会（人・同推協）」や各種の研修会等で学び、実践力を付け、直接関わっている園児やその保護者への人権意識の高揚に努めます。また、関係機関と連携し、虐待等の防止にも力を入れます。

5 学校でできること

学校教育においては、子どもたちの発達段階に応じながら、学校教育全体を通して、差別を見抜き、あらゆる差別をなくしていける児童生徒の育成に力を入れます。今後も、教職員は人権尊重の精神に基づき、基本的認識を高め、学校の実態に沿った人権教育の実践的指導力の向上に努める必要があります。校内研修や「学校教育部会（人・同推協）」などの様々な研修の機会を通して、部落差別問題をはじめとしたあらゆる差別をなくす実践を学び、「差別しない」「差別させない」「差別を許さない」児童生徒を育成します。さらに、研修内容の精選や工夫を行い、生活に結びついた実践力を教師自身が身につけ、人権意識の高揚や実践力を向上させる必要があります。保護者に対する人権教育・啓発にもさらに積極的に取り組み、子どもの学びを家庭・地域に広げます。

6 職場でできること

企業等には、全ての人の就職の機会均等を保障した公正な採用選考を実施するとともに、配置、賃金、昇格などのあらゆる面で、人権が尊重される働きやすい職場づくりが求められています。

また、高齢者や障がい者にとって利用しやすい建物・設備のバリアフリー化に努め、従業員が利用者に対して人権に配慮した対応をすること、健康や環境にやさしい商品開発に心がけるなど、企業の社会的責任が求められています。

このため、企業や事務所では、社員の業務に係るスキル向上の研修、教育とともに、人権に関する教育を、職場内研修プログラム等に組み込むとともに、人権に係る相談体制の整備の充実に努めます。

7 福祉・医療施設でできること

障がい者、高齢者、子どもたちが入所または通所する社会福祉・医療関係施設の職員、地域における福祉相談窓口となる民生委員・児童委員、介護業務に携わるホームヘルパーなどは、さまざまな個人情報を持つことになります。また、対象となる人々には、公平・公正な処遇などきめ細やかな配慮が必要となります。これらの福祉・医療関係者等に対しては、人間の尊厳や人権尊重の理念、プライバシー保護などをテーマとする実践に即した人権研修・学習を継続的に実施します。

8 マスメディア関係者にできること

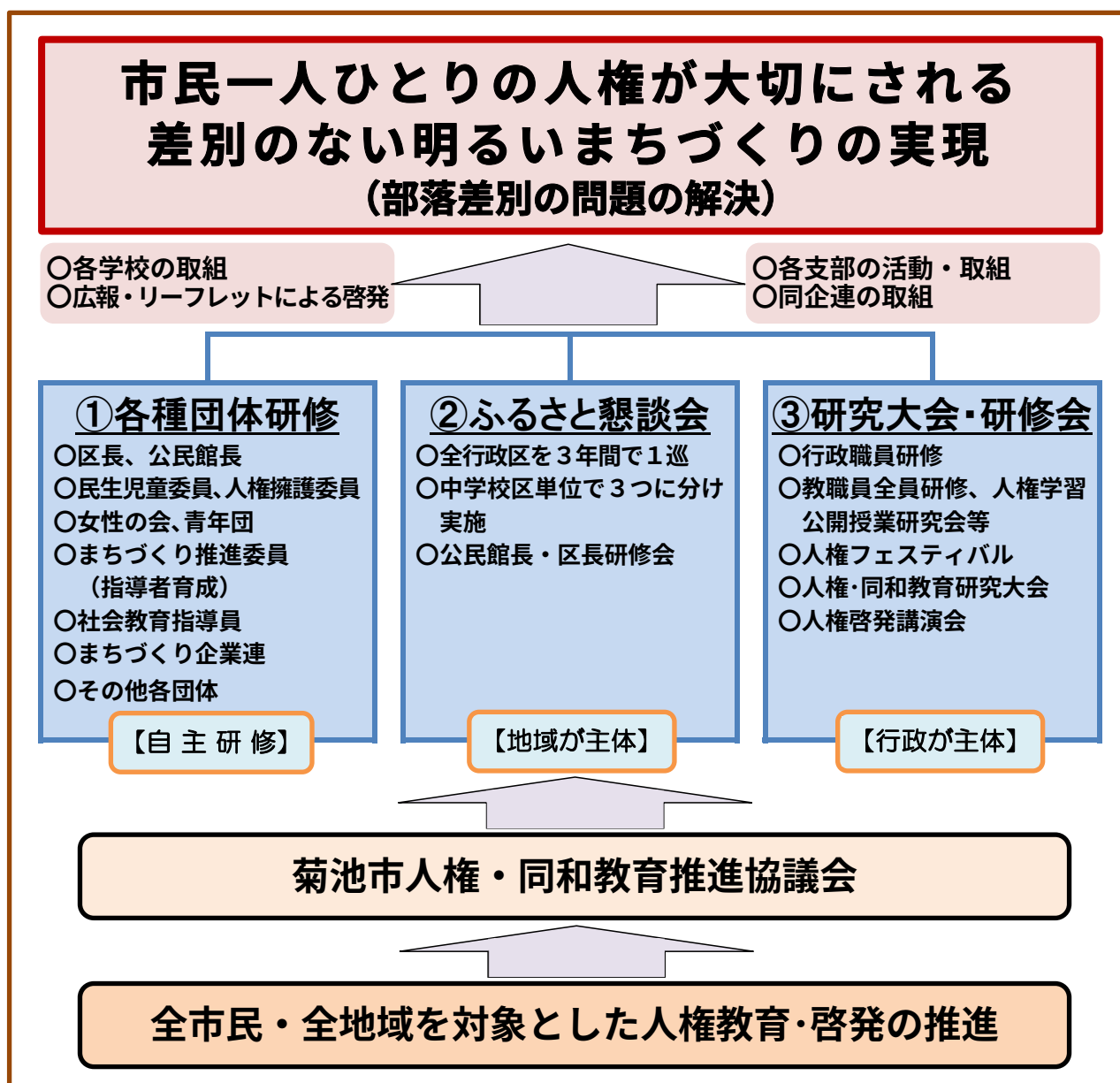
SNS等の発達により、情報が素早く拡散されるという便利さとともに、フェイクニュースや誹謗中傷などで、あらぬ差別の被害者を生み出すという大きな問題が発生しています。関係者の倫理観はもとより、その土台となる人間の尊厳を守り抜くというスタンスを確固たるものにすることが重要です。報道や番組等を通して、人権尊重の理念を普及し、人権が尊重される社会の実現に寄与します。また、自己研鑽と研修の機会を多く持ち、常に人権に配慮した取材や報道を行います。

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進

第2次菊池市総合計画では、あらゆる差別の解消に向けて、地域に根ざした人権教育と啓発活動に取り組んでいますが、今日においても人権に関する問題が生じています。2016(平成28)年に施行された「部落差別解消推進法」などの周知を図り、「市民一人ひとりの人権が大切にされる差別のない明るいまちづくり」を推進するとしています。このようなことから、本市の人権施策は3つの柱で構成されており、「菊池市部落差別等撤廃・人権擁護審議会」での協議を経て決定され、計画推進にあたっては、庁内の関係部局課ときめ細かな連携を図りながら推進してきました。この章では、具体的方策を明らかにしていきます。

【本市における人権教育・啓発活動の構想図】



2 連携体制の強化

(1) 人権・同和教育推進協議会との連携

人権・同和教育推進協議会の各部会（行政推進部会、就学前教育部会、学校教育部会、社会教育部会、進路保障部会、校区人権啓発推進部会）と連携した教育・啓発活動の展開や啓発冊子等への情報の相互掲載など、協働・連携の取組をさらに強化し、発展的な啓発活動を進めていきます。具体的には、7月の人権・同和教育研究大会及び12月の人権週間に合わせた人権フェスティバルの実施や、校区人権啓発推進部会の先進地視察研修、定期的な広報誌や人権啓発リーフレットへの啓発情報掲載などの事業を継続的に進めていきます。

(2) 人権擁護委員協議会との連携

本市は、くまもと県北人権啓発活動地域ネットワーク協議会や熊本地方方法務局山鹿支局との情報交換や効率的な啓発活動の展開を行っています。そこでは、人権週間に合わせて、連携した啓発活動の展開や情報等の相互理解などさらに発展的な啓発活動を進めていきます。具体的には本市での人権フェスティバルでのステージ発表や無料人権相談所の開設、人権の花活動など地域に根ざした人権意識の高揚をめざして、協働・連携の取組をさらに強化していきます。

(3) 関係団体等その他の団体との連携

地域の関係団体や企業の活動の支援に努めるとともに、協働・連携を図りながら関係団体の活力やアイデア等を今後の人権啓発活動に活用するなどさらに連携を強化し啓発活動を推進します。具体的には、人権教育・活動の拠点としての機能と役割を果たす西部市民センターや教育集会所などにおける各地域の関係団体との連携に努めます。

3 実施状況の把握と結果の公表

人権教育・啓発を進めるにあたっては、これまでの取組を評価しながら人権教育・啓発を実践しなければなりません。2018(平成 30)年の「菊池市人権に関する市民意識調査」結果については、市のホームページにも掲載し、閲覧できます。また、市民代表による「菊池市総合計画外部評価委員会」では、毎年、市の取組の評価・公表が行われます。

このように実施状況の把握と幅広い市民の声を市の広報やホームページで市民に公表します。

用語の解説

＊ 1 同和対策審議会答申

1960(昭和 35)年に総理府に設置された同和対策審議会が、内閣総理大臣からの「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」についての諮問を受け、1965(昭和 40)年 8 月に出した答申のことです。

この答申は、「同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題である」との基本認識を明らかにするとともに、国や地方公共団体に積極的な対応を促すなど、その後の同和対策の基礎となりました。

＊ 2 DV (ドメスティック・バイオレンス)

日本語に直訳すると「家庭内暴力」となりますが、一般的には「夫や恋人など親密な関係にある、又はあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されることが多くなっています。家庭内の出来事で被害が潜在することが多く、公的機関の対応も十分ではなかったことから、この問題に対する取組が急がれています。身体的なものだけでなく、精神的なものまで含む概念として用いられる場合もあります。

＊ 3 ノーマライゼーション

障がいのあるなしにかかわらず、平等に生活する社会を実現させる考え方

＊ 4 ヘイトスピーチ

特定の国の出身者であることを又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動が一般的にヘイトスピーチと言われています。例えば、「〇〇人は出て行け」「国へ帰れ」など特定の民族や国籍に属する人々に対して、危害を加えようとすることです。このことは、特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動は人としての尊厳を傷つけ差別意識を生じさせることになりかねません。違いを認め合い、互いの人権を認め合い、互いの人権を尊重しあう社会をともに築くためにも、まずはヘイトスピーチについて知っておくことが大事です。【法務省 HP、ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動より】

＊５ ハンセン病家族補償法及びハンセン病改正基本法

「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病元患者と共に偏見と差別を受けたその家族に対し、その精神的苦痛を慰謝するために補償金を支給し、名誉回復及び福祉増進を図る「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」と名誉回復及び福祉増進、偏見と差別禁止の対象として、ハンセン病元患者等だけでなくその家族も加えた「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」が可決、成立しました。

＊６ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）

インターネットを介して人間関係を構築できるスマホ・パソコン用のWebサイト（インターネット上の様々な情報を関連づけ結びつけるシステム）の総称を言います。特に、「情報の発信・共有・拡散」といった機能に重きをおいているのが特徴です。

＊７ L G B T Q

人間の性は、単純に２つのパターンに分けられるほど簡単なものではありません。この２つのパターンにあてはまらない人々、性的少数者のことを（性的マイノリティー）あるいは、L G B T Qといった言葉で表しています。L G B T Qは、代表的な性的少数者の頭文字をとってつくられた言葉です。

L：レズビアン（女性同性愛者）

G：ゲイ（男性同性愛者）

B：バイセクシャル（両性愛者）

T：トランスジェンダー（体の性と心の性が一致しないため、違和感を覚えている人）

Q：クエスチョン（自分でもよく分からない）

資料編

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日法律第147号

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

菊池市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例

平成 17 年 3 月 22 日

条例第 131 号

改正 平成 30 年 9 月 21 日条例第 26 号

(目的)

第 1 条 この条例は、全ての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念、同和対策審議会答申の精神、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成 12 年法律第 147 号)並びに部落差別の解消の推進に関する法律(平成 28 年法律第 109 号)の趣旨を踏まえ、深刻にして重大な社会問題である部落差別をはじめ、あらゆる差別により今なお人間の尊厳が侵されていることに鑑み、根本的かつ速やかに部落差別等の撤廃と人権擁護を図り、もって人権尊重を基調とする差別のない明るい菊池市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第 3 条 すべての市民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための施策に協力し、自らも部落差別をはじめ人権侵害に関する行為をしてはならない。

(市の施策の推進)

第 4 条 市は、基本的人権を擁護し、部落差別をはじめ、あらゆる差別を撤廃するために必要な施策について、市民及び関係団体と協力の上、推進に努めるものとする。

2 前項の施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ、国、県及び関係団体と連携を図り、実態調査、意識調査等を行うものとする。

(相談体制の整備)

第 5 条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、部落差別をはじめ、あらゆる差別に関する相談に的確に応じるために必要な相談体制の整備に努めるものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第6条 市は、市民の人権意識の普及高揚を図るため、関係団体と協力関係を密にし、充実した人権教育の推進を図り、あらゆる機会をとらえて、啓発活動を行い、人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

(推進体制の充実)

第7条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別の撤廃に関する施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第8条 部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための重要事項を調査審議するため、菊池市部落差別等撤廃・人権擁護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

附 則(平成30年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

菊池市部落差別等撤廃・人権擁護審議会規則

平成 17 年 3 月 22 日

規則第 96 号

(略)

最終改正 平成 30 年 11 月 20 日規則第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、菊池市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例(平成 17 年菊池市条例第 131 号。以下「条例」という。)第 8 条第 2 項の規定に基づき、菊池市部落差別等撤廃・人権擁護審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項を調査・審議するとともに市長の諮問に答申し、必要に応じて市長に意見を述べることができる。

- (1) 市民の人権意識の普及高揚を図るための教育及び啓発活動の充実に関する事項
- (2) 部落差別等を撤廃するための施策の推進に関する事項
- (3) 市民の意識調査の実施と結果の集約に関する事項
- (4) 条例第 4 条に掲げる事業に関する基本的な方針に関する事項
- (5) その他重要な施策に関する事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 各種団体から推薦を受けた者
- (4) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、審議会を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、部落差別及び人権問題に関し見識を有する者から意見を聴くことができるものとする。

(部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する者で組織する。

(まちづくり推進委員)

第8条 市民の人権意識の普及高揚を図るための教育及び啓発活動を推進するため、地域の指導者として、まちづくり推進委員(以下「委員」という。)を置く。

2 委員は、20人以内とし、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総務部人権啓発課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年3月22日から施行する。

(略)

附 則 (平成30年規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

菊池市人権・同和教育推進協議会会則

(名称)

第1条 本会は、菊池市人権・同和教育推進協議会といい、事務局を菊池市役所人権啓発課におく。

(目的)

第2条 すべての市民の基本的人権が保障され、差別のない人権共存社会の実現をめざすため、同和問題（部落差別）を人権問題の重要な柱としてとらえ、すべての人権問題の解決に向けた人権教育・啓発の研究と推進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 人権・同和教育の研究と実践に関すること。
- (2) 広報活動に関すること。
- (3) 調査活動に関すること。
- (4) 講演会、研修会、研究会等に関すること。
- (5) 他団体との連絡協調に関すること。
- (6) その他目的達成に必要なこと。

(組織構成)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、市行政関係者、教育関係者及び関係 団体等をもって組織する。

(部会)

第5条 本会の第2条の目的を達成するために、次の部会を置き、部会会則は各部会において定める。

- (1) 行政推進部会
- (2) 就学前教育部会
- (3) 学校教育部会
- (4) 社会教育部会
- (5) 進路保障部会
- (6) 校区人権啓発推進部会

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名、副会長 3名、理事 若干名、部会長 各1名、監事 2名
- (2) 会長は、市長の職にある者をもって充て、副会長、理事、監事は総会において選出する。
- (3) 部会長、副部会長は、各部会において選出し総会の承認を得る。
- (4) 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。但し、補選された役員の任期は、前任者の在任期間とする。

(役員の職務)

第7条 役員は次の会務を掌理する。

- (1) 会長は、協議会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が職務を遂行できない場合は、その職務を代行する。
- (3) 理事は、役員会に出席し、会務の執行にあたる。
- (4) 部会長は、部会活動を総括する。
- (5) 監事は、本会の財務を監査する。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会、役員会、事務局会及び各部会とする。

(1) 総会は年1回とし、会長が招集し本会の事業、予算及び決算等必要な事項について審議する。

(2) 臨時総会は、会長が必要と認めた場合に会長が招集し、特別な事項について審議する。

(3) 総会は、前条に定める会員の代表者で構成し、出席者の2分の1以上の賛成をもって議決するものとする。

(4) 役員会は、前条に定める役員及び事務局員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

(5) 事務局会は、行政関係事務局職員、地域人権教育指導員、学校教育指導員、人権教育主任の代表、人権・同和教育主担者及び各部会の事務局代表をもって構成し、必要に応じて事務局長が招集する。

(6) 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

(事業費)

第9条 本会の事業費は、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てるものとする。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(顧問)

第11条 本会に顧問をおくことができる。

(会則の改廃)

第12条 本会の会則の改廃は、総会の承認をもって行うものとする。

附 則

この会則は、2005（平成17）年7月26日から施行する。

この会則は、2007（平成19）年5月29日から施行する。

この会則は、2008（平成20）年5月20日から施行する。

この会則は、2010（平成22）年6月2日から施行する。

この会則は、2018（平成30）年6月15日から施行する。

日本国憲法（抄）

公布：昭和21年11月3日

施行：昭和22年 5月3日

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第三章 国民の権利及び義務

（国民の権利及び義務）

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

（基本的人権の享有）

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

（自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止）

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

（個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉）

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(法の下での平等、貴族の禁止、栄典)

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

(公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙・秘密投票の保障)

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

(請願権)

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

(国及び公共団体の賠償責任)

第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国または公共団体に、その賠償を求めることができる。

(奴隷的拘束及び苦役からの自由)

第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

(思想及び良心の自由)

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

(信教の自由)

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

（集会・結社・表現の自由、通信の秘密）

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

（居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由）

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

（学問の自由）

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

（家族生活における個人の尊厳と両性の平等）

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

（生存権、国の生存権保障義務）

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

（教育を受ける権利、教育の義務）

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

部落差別の解消の推進に関する法律（通称：部落差別解消推進法）

平成28年法律第109号

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (通称：障害者差別解消法・抜粋)

平成25年法律第65号

平成28年4月1日施行

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

二 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 省略

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた 取組の推進に関する法律 (通称：ヘイトスピーチ解消法)

平成28年法律第68号

前文

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

- 2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(相談体制の整備)

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

- 2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

菊池市人権教育・啓発基本計画【改定版】
2020（令和2）年3月

発行・編集：菊池市 総務部 人権啓発課

〒861-1392 熊本県菊池市隈府 888

TEL：(0968) 25-7209 FAX：(0968) 25-2132